

## 質 疑 回 答 書

| No. | 資料名称    | 頁  | 該当箇所 |     |    |    | 質問内容                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                    |
|-----|---------|----|------|-----|----|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 1. 募集要項 | 3  | 4    | (5) | 2) |    | その他の指定に「・本市が関係法令に基づき農地転用許可・農振除外を行う。（寮に限る。）」とありますが、公園区域に関しても不要、もしくは君津市で行って頂けると考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                               | 公園区域については、農転許可・農振除外手続きは不要です。                                                                                                                                          |
| 2   | 1. 募集要項 | 4  | 4    | (5) | 3) |    | 造成工事において宅地造成工事の設計を見直す場合、その設計費用は追加費用として認めていただけるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                          | 提案者の提案により宅地造成工事に係る設計を見直す場合、その設計見直しに要する費用は提案価格に含めてご提案ください。なお、当該設計見直しに要する費用は、原則として追加費用の対象とはなりません。                                                                       |
| 3   | 1. 募集要項 | 4  | 4    | (5) | 3) |    | 「設計・工事管理業務、施工業務」の表より、④宅地造成工事の設計変更対応（任意）とありますが、設計を見直す資料として、本工事の造成工事の図面(造成工事の断面図、地盤改良図面、調整池図面、各種詳細図面) や設計図書(内訳書、代価表) などが不足しており、設計業務を行うことができません。各図面及び設計図書（内訳書、代価表）のご提示をお願いします。                                             | 8月5日に下記資料を提供します。<br>・造成計画断面図<br>・擁壁展開・構造図<br>・雨水排水縦断面図<br>・雨水排水構造図<br>・用排水計画構造図<br>・造成設計数量計算書<br>・調整池構造図<br>・調整池数量計算書<br>・地盤解析報告書                                     |
| 4   | 1. 募集要項 | 4  | 上段表  |     |    |    | 表の設計・工事監理業務④宅地造成工事の設計変更対応（任意）に「提案により見直しを行う場合は宅地造成工事の設計見直し」とありますが、提案による見直しがない場合は設計業務は不要ということでしょうか。                                                                                                                       | 提案による宅地造成工事の見直しを行わない場合、当該設計業務は不要です。ただし、建築工事は造成設計図と整合の取れたものとして計画して頂くことが前提になります。                                                                                        |
| 5   | 1. 募集要項 | 5  | 上段表  |     |    |    | 表の選定スケジュールにて、3月下旬（予定）に本契約（設計契約・造成工事契約）とあります。造成工事に関しては設計契約を締結せずに工事契約するということは、造成工事に関する設計は君津市様にて完了しており、造成工事の提案・見積書提出に必要となる図面、仕様書、数量内訳等はご提供頂けるということでしょうか。                                                                   | 宅地造成工事については、公募資料の設計図書等に基づき、提案及び見積りを行ってください。<br>提案により宅地造成工事の設計を見直す場合は、当該設計見直しに係る設計契約締結の仕方について協議を行います。<br>提案による設計見直しを行わない場合は、造成工事に係る設計契約は締結せず、公募資料に基づき、造成工事の請負契約を締結します。 |
| 6   | 1. 募集要項 | 5  | 6    |     |    |    | 「19 改善された参考見積額」が参考価格を上回った場合は、「審査基準書」8ページに記載のとおり、失格となるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                   | 原則、失格となりますので、競争的対話やVC提案等を通して参考価格を上回らないように計画し、提案を行ってください。なお、失格となった場合でも選定委員会による他者の評価結果等を踏まえ、その者と参考価格の範囲内で価格交渉などを行う場合もあります。                                              |
| 7   | 1. 募集要項 | 6  | 7    | (1) |    | ①  | 本プロポーザルに応募できる者として、設計事務所等とのグループ（応募グループ）との記載がありますが、設計企業によるJV、造成工事企業によるJV、建築工事企業によるJV等にて、応募グループを組成することが可能との理解で宜しいでしょうか。その場合、建築工事JVの代表企業が、応募グループの代表企業を務めるとの理解で宜しいでしょうか。                                                     | ご理解のとおりです。設計企業によるJV、造成工事企業によるJV及び建築工事企業によるJVを、それぞれ応募グループの構成員として応募グループを組成することができます。<br>この場合、建築工事JVの代表企業が、応募グループの代表企業となるものとします。                                         |
| 8   | 1. 募集要項 | 6  | 7    | (1) |    | ①  | 上記の場合、基本協定書の締結は貴市と応募グループで行い、（仮）設計業務委託契約、工事監理業務委託契約の締結は、貴市と設計JVにて行い、（仮）工事請負契約（造成）の締結は、貴市と造成工事JVで行い、工事請負契約（建築）の締結は、貴市と建築工事JVで行うとの理解で宜しいでしょうか。                                                                             | ご理解のとおりです。なお、応募グループの代表企業は、統括責任者として事業全体のとりまとめを行う責任を負います。                                                                                                               |
| 9   | 1. 募集要項 | 6  | 7    | (1) |    | ①  | 応募グループでの本プロポーザル参加の場合、様式11の共同企業体協定書と同様の協定書を締結する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。協定書を締結し提出する必要がある場合、様式を提示いただけますでしょうか。                                                                                                                   | JVを組成しない場合は左記のとおりです。<br>設計企業によるJV、造成工事企業によるJV及び建築工事企業によるJVを、それぞれ応募グループの構成員として応募グループを組成する場合は、それぞれのJVごとに、様式9～14を作成の上ご提出ください。                                            |
| 10  | 1. 募集要項 | 6  | 7    | (1) |    | ⑦  | 「「（6）配置予定技術者の資格」に示す配置予定技術者は、応募者に所属する者であること。ただし、応募者が、「（6）配置予定技術者の資格」に示す配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、この限りではない。」とありますが、①「配置予定技術者以外の担当者を配置する場合」とは、様式3に記載する配置技術者以外のものを配置する場合を指しているのでしょうか。②また、①の場合には応募者に所属しない者を配置しようという趣旨で宜しいでしょうか。 | ① ご理解のとおりです。「配置予定技術者以外の担当者」とは、様式3に記載する配置予定技術者以外の担当者を指します。<br>② 「（6）配置予定技術者の資格」に示す配置予定技術者以外の担当者については、応募者に所属しない者を配置することも可能であり、協力企業への委託等による配置を認める趣旨です。                   |
| 11  | 1. 募集要項 | 8  | 7    | (4) |    |    | (4)建設企業に係る要件について、下記要件の記載はありませんので不要と考えて宜しいでしょうか。<br>「参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、<br>「（6）配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす管理技術者を本事業期間を通じて適切に配置できること。管理技術者は、業務の遂行及び品質管理に責任を持ち、業務全体を統括すること。」                      | 必要です。<br>建設企業についても、管理技術者は、参加表明書兼参加資格確認申請書の提出日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、「（6）配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を、本事業期間を通じて適切に配置する必要があります。<br>募集要項に当該要件を追記する修正を行います。             |
| 12  | 1. 募集要項 | 9  | 7    | (4) |    | ①  | 「建設業法第28条に規定する指示又は営業停止を受けていないこと。」とありますが、本事業の公示の日から優先交渉権者を選定する日までの間に受けていないという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                            |
| 13  | 1. 募集要項 | 9  | 7    | (4) |    | ③  | 経営事項審査の通知における総合評価点は、建築一式の総合評価点の点数で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                             | 建築一式の総合評価点です。                                                                                                                                                         |
| 14  | 1. 募集要項 | 11 | 7    | (6) |    |    | 実施体制図の施工部分について、「工事施工」と「造成工事施工（土木）」に分かれていますが、君津市様と契約する請負者はそれぞれ違う業者でも大丈夫でしょうか。                                                                                                                                            | 問題ありません。                                                                                                                                                              |
| 15  | 1. 募集要項 | 11 | 7    | (6) | 1) | 9) | 統括責任者と現場代理人の兼務、ならびに監理技術者（建築）と現場代理人の兼務が認められていますが、現場代理人が統括責任者および監理技術者（建築）の3役を兼務することも可能との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                     | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                            |
| 16  | 1. 募集要項 | 11 | 7    | (6) | 1) |    | 統括責任者について、現場代理人との兼務は認めると記載があり、監理技術者（建築）も同様に現場代理人を兼任できると記載がありますが、統括責任者と現場代理人と監理技術者（建築）の3つの職務の兼務が可能と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                          | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                            |

|    |                     |          |        |     |          |                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------|----------|--------|-----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 17 | 1. 募集要項             | 11       | 7      | (6) | 1)       | 統括責任者について、実績や資格等の要件がありましたらご教示ください。                                                                                                                                         | 統括責任者に求める資格及び実績の要件は、募集要項に記載のとおりです。<br>なお、統括責任者が他の配置予定技術者を兼務する場合は、兼務する各配置予定技術者に求められる資格及び実績の要件を、それぞれ満たす者を配置してください。                                                                                                                                                  |
| 18 | 1. 募集要項             | 11       | 7      | (6) | 1)       | 統括責任者は、事業全体の取りまとめを行う立場にあるため、工事現場・作業所に常駐する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                               | 統括責任者は事業全体の取りまとめを行う者であり、常時現場に常駐することまでは求めません。ただし、必要な調整・管理を適切に行ってください。                                                                                                                                                                                              |
| 19 | 1. 募集要項             | 11       | 7      | (6) | 8)<br>9) | 管理技術者（工事監理業務）・監理技術者（建築）は、工事着工まで時間があるため現段階の予定者としてよろしいでしょうか。                                                                                                                 | 現段階では配置予定者としての提示で差し支えありません。ただし、契約締結時又は業務着手時には、募集要項に定める要件を満たす者を配置してください。                                                                                                                                                                                           |
| 20 | 1. 募集要項             | 12       | 7      | (6) |          | 昨今の技術者不足のため、配置技術者を複数名提示し、優先交渉権決定または、本契約までに配置技術者の再度選定、確定することは可能でしょうか。                                                                                                       | 参加表明時点では配置予定者として提示してください。変更又は確定の取扱い募集要項の配置予定技術者変更に関する定めによります。                                                                                                                                                                                                     |
| 21 | 1. 募集要項             | 12       | 7      | (6) |          | 設計業務及び造成工事について業務や施工が契約完了次第、配置技術者を外せるという考えでよろしいでしょうか。                                                                                                                       | 造成工事に係る配置予定技術者については、造成工事及びこれに付随する業務が完了した時点で、配置を解除することが可能です。<br>一方、基本設計及び実施設計に係る配置予定技術者については、工事期間中に設計意図の伝達、設計変更への対応その他の設計に関する対応が必要となることが想定されるため、工事監理業務を担当しない場合であっても、原則として本事業の工事が完了するまで配置してください。<br>なお、配置の解除にあたっては、当該技術者が担当する業務の完了状況及びその後の対応の必要性を踏まえ、本市と協議するものとします。 |
| 22 | 1. 募集要項             | 13       | 7      | (6) |          | 現場代理人（建築）、監理技術者（建築）、施工担当者（建築、電気設備、機械設備）は、建築工事に必要な期間に配置するという理解で宜しいでしょうか。同様に現場代理人（土木）、土木技術者、施工担当者（土木）も、造成工事に必要な期間に配置する理解で宜しいでしょうか。                                           | ご理解のとおりです。<br>なお、配置期間の考え方については、No. 21の回答も参照してください。                                                                                                                                                                                                                |
| 23 | 1. 募集要項             | 13       | 7      | (6) |          | 技術者がひっ迫している為、統括責任者、現場代理人、監理技術者、土木技術者等は、複数名の候補を提示し、優先交渉権者選定後に技術者を確定する形で宜しいでしょうか。千葉県的事例でもそのような形でお認め頂いている為、ご了承のほどお願いいたします。                                                    | 複数名の候補者を提示し、優先交渉権者の選定後に配置予定技術者を確定することは可能です。<br>ただし以下の内容に留意してください。<br>・提示する候補者は、いずれも募集要項に定める資格、実績及び雇用関係等の要件を満たす者としてください。<br>・配置予定技術者は、契約締結までに本市と協議の上、確定してください。<br>・実施体制上、どの候補者でも同一の連携体制が組めることが読み取れない場合、審査に影響する場合があります。                                             |
| 24 | 1. 募集要項             | 13       | 7      | (9) |          | 原則として現場代理人（土木）及び土木技術者又は施工担当者（土木）は、事業期間の終了まで変更することができないとありますが、やむを得ない事情がある場合、申請後、着手前での変更を協議頂けないでしょうか。                                                                        | やむを得ない事情がある場合は、同等以上の資格・能力を有する者への変更について本市と協議が可能です。                                                                                                                                                                                                                 |
| 25 | 1. 募集要項             | 13       | 7      | (9) |          | 配置予定技術者等の変更に関し、新築工事着手は優先交渉権者の確定から1年半後となります為、やむを得ない事情がある場合は同等の能力がある技術者に変更しても宜しいでしょうか。                                                                                       | やむを得ない事情がある場合は、同等以上の資格・能力を有する者への変更について本市と協議が可能です。                                                                                                                                                                                                                 |
| 26 | 1. 募集要項<br>4. 要求水準書 | 13<br>88 | 8<br>7 |     |          | 本事業は、技術提案・交渉方式（設計・施工一括タイプ）が採用されていますが、造成工事の取扱いも一緒でしょうか。要求水準書P88_7造成工事の要求水準の記載がありますが、造成工事についても受注者が要求水準に基づき実施設計を行う必要はないという理解で宜しいでしょうか。                                        | 造成工事についても、本事業の技術提案・交渉方式の対象に含まれます。<br>ただし、造成工事に係る実施設計の要否は、提案内容によります。本市が提示する造成工事の設計図書を見直すずに施工する場合は、受注者が改めて実施設計を行う必要はありません。<br>一方、提案により造成計画又は設計内容を見直す場合は、当該見直しに必要となる設計を受注者が行うものとします。                                                                                 |
| 27 | 1. 募集要項<br>4. 要求水準書 | 13<br>88 | 8<br>7 |     |          | 造成工事の実施設計については、完了済みという認識でおりますが、本体工事の技術提案等で造成工事の設計内容が変更にならない場合は、完了している実施設計をもとに施工を行うという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、君津市建設工事請負契約約款の条件変更等に基づき、現地条件等の変更の際は増減対象となると考えてよろしいでしょうか。         | ご理解のとおりです。ただし、完了済みの造成設計図から読み取れる内容については条件等の変更とはならず増減対象外となります。                                                                                                                                                                                                      |
| 28 | 1. 募集要項<br>4. 要求水準書 | 13<br>88 | 8<br>7 |     |          | 上記で実施設計を受注者が行うとなると2027年4月の着工は難しいと考えられますが、その場合は工期延伸が可能でしょうか。                                                                                                                | 提案により造成工事の設計を見直す場合は、要求水準書等に示す各施設の完成期限を遵守することを条件としています。<br>そのため、造成工事の設計見直しを理由とする工期の延伸は、原則として認めません。所定の工程を確保できない場合は、造成工事の設計見直しを行う提案は認めないものとします。                                                                                                                      |
| 29 | 1. 募集要項             | 15       | 11     | (2) |          | 様式に記載する代表職氏名について、令和8・9年度君津市入札参加資格者名簿に登録しているおります代表者より委任状にて受任した者を記載するという認識でよろしいでしょうか。                                                                                        | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 30 | 1. 募集要項             | 15       | 11     | (2) |          | 押印が必要な様式について、募集要項に記載の指示事項の他、様式に「@」又は「印」の印字がされている書類のみ押印をするという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                  | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 31 | 1. 募集要項             | 17       | 15     |     |          | 競争的対話、ヒアリング、プレゼンテーションにおける時間配分について、説明〇〇分、質問〇〇分等の形で教示ください。                                                                                                                   | 競争的対話、ヒアリング、プレゼンテーションの詳細な時間配分は、参加資格保有者に対して別途通知します。                                                                                                                                                                                                                |
| 32 | 募集要項                | 17       | 15     | (1) | ①        | 競争対話での人数制限についてJVグループ参加の場合でも人数に制限はありますでしょうか。                                                                                                                                | 競争的対話の人数制限は、JVグループ参加の場合も含め募集要項に示す条件に従ってください。                                                                                                                                                                                                                      |
| 33 | 1. 募集要項             | 18       | 16     |     |          | 参考見積書を提出とありますが、本工事の造成工事の図面(造成工事の断面図、地盤改良図面、調整池図面、各種詳細図面)や、直接仮設工事、整地工事、擁壁工事、雨水排水工事、雨水調整池工事、農業排水工事、上水道工事、既存構造物解体工事、その他工事それぞれの内訳書、代価表、積算(現場)条件がないと、適切な見積りが算出できません。ご提示をお願いします。 | No. 3の回答にある追加資料を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 34 | 1. 募集要項             | 19       | 16     | (2) | 2)       | 「様式19の1」の上下左右の余白の指定はありますでしょうか。                                                                                                                                             | 指定はありません。余白は、様式の体裁を大きく損なわない範囲で任意に調整できます。                                                                                                                                                                                                                          |
| 35 | 1. 募集要項             | 19       | 16     | (2) |          | 「A3サイズのファイルに綴じて提出すること。特記なきものはA4サイズにて作成すること。」とありますが、A4サイズで作成した資料もA3サイズのファイルに綴じる理解で宜しいでしょうか。                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 36 | 1. 募集要項             | 21       | 16     | (2) | 7)       | 「様式21の2」の上下左右の余白の指定はありますでしょうか。                                                                                                                                             | 指定はありません。余白は、様式の体裁を大きく損なわない範囲で任意に調整できます。                                                                                                                                                                                                                          |
| 37 | 募集要項                | 21       | 17     | (2) |          | 本応募は、技術提案とともにVE提案を行うこととなっていますが、VE提案の採否に対するかは貴市の判断となっており、また、貴市が採否を保留することも可能となっています。貴市には、VE提案に対する判断基準があり、その判断は選定委員会が行うことでよろしいでしょうか。                                          | VE提案の採否は、本市及び選定委員会等が、要求水準、価格、実現性等を踏まえ総合的に判断します。                                                                                                                                                                                                                   |
| 38 | 1. 募集要項             | 23       | 19     | (2) | 3)       | 「様式24」の上下左右の余白の指定はありますでしょうか。                                                                                                                                               | 指定はありません。余白は、様式の体裁を大きく損なわない範囲で任意に調整できます。                                                                                                                                                                                                                          |
| 39 | 1. 募集要項             | 23       | 19     | (2) | 6)       | 「様式26」の上下左右の余白の指定はありますでしょうか。                                                                                                                                               | 指定はありません。余白は、様式の体裁を大きく損なわない範囲で任意に調整できます。                                                                                                                                                                                                                          |
| 40 | 1. 募集要項             | 23       | 20     | (1) |          | 「7（1）⑦により、参加資格保有者が、7（6）に示す配置予定技術者以外の担当者を配置する場合には、当該担当者の参加を認める。」とありますが、プレゼンテーションには配置予定技術者以外の者（営業担当者等）も参加できるという理解で宜しいでしょうか。                                                  | 条件を満たしたうえで、配置予定技術者以外の担当者の参加も可能です。ただし、人数及び参加者の取扱いは本市が別途示す条件に従ってください。                                                                                                                                                                                               |

|    |         |    |    |                   |   |                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|---------|----|----|-------------------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 41 | 1. 募集要項 | 24 | 22 | ③                 |   | 建築工事については、物価変動（上昇）による影響を除き、契約時に提出する参考見積書の金額は、「改善された参考見積書」の金額と同額またはそれ以下でなければならないという認識でよろしいでしょうか。                                                                                   | ご認識のとおりです。競争的対話等を通して参考価格を上回らないように計画し、提案を行ってください。また、精算見積書においても、物価変動（上昇）による影響を除き、参考価格以下とすることを原則とします。                                                                                                                                                                   |
| 42 | 1. 募集要項 | 27 | 26 | (1)               |   | 工事監理業務は、「（仮）設計業務委託契約」に含まれる理解で宜しいでしょうか。それとも別途、工事監理業務委託契約を締結するのでしょうか。                                                                                                               | 工事監理業務については、原則として設計業務委託契約とは別に、工事監理業務委託契約を締結することを想定しています。ただし、設計業務を受託する設計企業が引き続き工事監理業務を行う場合の契約方法については、設計業務と工事監理業務を一括して契約することを含め、優先交渉権者との協議により決定します。                                                                                                                    |
| 43 | 1. 募集要項 | 27 | 26 | (1)               |   | 新築工事契約時期について記載がございませんが、契約時期について施工者の提案という理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                              | 新築工事の請負契約の締結時期は、提案する設計・施工工程を踏まえ、提案者の提案によるものとし、ただし、要求水準書等に示す各施設の完成期限を遵守できる契約時期としてください。なお、具体的な契約時期は、優先交渉権者との価格等の交渉を経て決定します。                                                                                                                                            |
| 44 | 1. 募集要項 | 28 | 26 | (3)               |   | 契約保証金の納付は、（仮）工事請負契約（造成工事）、工事請負契約（建築工事）のそれぞれの契約締結時との理解で宜しいでしょうか。また、契約保証金額の考え方についてもご指示願います。                                                                                         | ご理解のとおりです。契約保証金は、造成工事及び建築工事の各工事請負契約の締結時に、それぞれ納付してください。契約保証金の額は、各工事請負契約の契約金額を基準として、君津市の契約関係規程及び各工事請負契約約款等に基づき算定します。具体的な金額、納付方法及び免除の取扱いについては、各契約の締結時に確認するものとします。                                                                                                       |
| 45 | 1. 募集要項 | 28 | 27 | (1)<br>(2)<br>(3) |   | 宅地造成工事は設計施工でないため、(1) 参考見積書、(2) 精算見積書、(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱いについての③は宅地造成工事には該当しないということでご指示願います。                                                                                       | 宅地造成工事についても、「(3) 賃金又は物価の変動に関する取扱い」は適用されます。当該取扱いには、設計・施工一括方式であるか否かにかかわらず、宅地造成工事の工事請負契約に適用するものです。                                                                                                                                                                      |
| 46 | 1. 募集要項 | 28 | 27 | (1)               |   | 「要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきもの」であるか否かの判断は、貴市と設計者、施工者が協議の上、客観的かつ合理的に判断されるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                             | ご理解のとおりです。「要求水準書に記載された性能等から当然見込むべきもの」に該当するか否かについては、要求水準書、提案書、設計図書、契約条件その他の関係資料を踏まえ、本市、設計者及び施工者が協議の上、客観的かつ合理的に判断します。                                                                                                                                                  |
| 47 | 1. 募集要項 | 28 | 27 | (1)               | ③ | 設計段階では提案時の見積価格を上回らない設計が求められる一方、「27 (2) 精算見積書③」では物価変動を反映した単価による積算が求められています。物価上昇が生じた場合は、VE等によりコスト調整を行い、提案時の見積価格を上回らないよう対応するとの理解でよろしいでしょうか。                                          | 設計段階においては、物価変動の状況も踏まえつつ、VE等によるコスト調整を行い、原則として提案時の見積価格を極力上回らないようコスト管理を行ってください。ただし、精算見積書は、精算時点における物価変動を反映した単価により積算するため、その結果として提案時の見積価格又は参考価格を上回ることを一律に認めないものではありません。精算見積額が提案時の見積価格又は参考価格を上回る場合の取扱いについては、物価変動の影響、設計内容、VE等によるコスト削減の実施状況その他の事情を踏まえ、本市と優先交渉権者との協議により判断します。  |
| 48 | 1. 募集要項 | 29 | 27 | (1)               | ③ | 「一式」による価格交渉が成立した場合は対象外とのことですが、建築工事については基本設計前の概算見積であるため、一部に歩掛等を用いて算出せざるを得ない項目が生じる可能性があります。そのような項目についても対象外となるのか、ご教示いただけますでしょうか。                                                     | 「一式」により価格交渉が成立した項目であっても、変更前後の価格及び物価変動による増加額について、単価、数量、歩掛、見積書その他の資料により客観的かつ合理的な根拠を示すことができる場合は、賃金又は物価の変動に関する取扱いの対象とすることが可能です。ただし、「一式」のみの記載では変更前の価格の算定根拠を確認することが困難となるため、一式計上とする場合であっても、その内訳及び算定根拠を明示してください。具体的な適用の可否及び物価変動による増加額については、提出された根拠資料を踏まえ、本市と受注者との協議により判断します。 |
| 49 | 1. 募集要項 | 29 | 27 | (2)               | ③ | 建築工事の精算見積書を作成するにあたり、賃金または物価の変動に関する内訳書を作成する際、その変動額の算定における起算日はいつと考えればよろしいでしょうか。                                                                                                     | 精算見積書における賃金又は物価の変動額の算定については、設計業務委託契約の締結日を基準日とし、当該基準日から工事請負契約締結時までの物価変動を反映するものとします。また、工事請負契約締結後の賃金又は物価の変動については、工事請負契約の締結日を基準日として、契約約款等に定めるスライド条項を適用します。公告日から設計業務委託契約締結日までの物価変動については、提案者において見込んだ上で提案してください。                                                            |
| 50 | 1. 募集要項 | 29 | 27 | (3)               |   | 本事業は竣工までの期間が長期にわたるため、受注者が負担する物価変動リスクが大きいくと考えます。このため、賃金または物価変動に係るスライド条項については、全体スライドにおける受注者負担分（1.5%）、ならびに単品スライドおよびインフレスライドにおける受注者負担分（1.0%）について、発注者負担としてご対応いただけないでしょうか。              | ご要望の取扱いは認めません。所定の基準を踏まえた提案見積りをお願いします。各スライド条項に定める受注者負担分については、発注者負担への変更は行わず、所定の基準を適用します。                                                                                                                                                                               |
| 51 | 1. 募集要項 | 29 | 27 | (3)               | ① | 工事請負契約は精算見積合わせ後に締結されるため、物価スライドの基準日が契約日となる場合、設計期間中の物価変動はスライドの対象外となります。一方、本事業は公告から実施設計終了までの期間も長期にわたることから、その間の物価変動リスクも受注者が負担することとなります。このため、物価スライドの基準日については、契約日ではなく公告日としていただけないでしょうか。 | 物価変動の基準日を公告日とすることは予定していません。精算見積書における賃金又は物価の変動額の算定については、設計業務委託契約の締結日を基準日とし、当該基準日から工事請負契約締結時までの物価変動を反映するものとします。また、工事請負契約締結後の賃金又は物価の変動については、工事請負契約の締結日を基準日として、契約約款等に定めるスライド条項を適用します。公告日から設計業務委託契約締結日までの物価変動については、提案者において見込んだ上で提案してください。                                 |
| 52 | 1. 募集要項 | 29 | 27 | (3)               | ② | 近年、物価・賃金の変動が著しく、公的指標と実際の取引価格との間に乖離が生じている状況です。つきましては、公的指標による算定額が実勢価格と著しく乖離する場合には、日建設標準建築費指数（NSBPI）や業者見積等、市場価格を適切に反映した資料を参考に協議いただけないでしょうか。                                          | 協議は可能です。公的指標による算定額が実勢価格と著しく乖離していると認められる場合は、日建設標準建築費指数（NSBPI）、業者見積書、取引実績その他の市場価格を客観的に確認できる資料を提出してください。提出された資料の妥当性及び公的指標との乖離状況を確認した上で、適用する指標、単価及び物価変動額について、本市と受注者との協議により判断します。                                                                                         |
| 53 | 1. 募集要項 | 30 | 28 | (3)               |   | 敷地の一部が取得できなかった場合、本市として本事業全体を「契約不成立（事業ストップ）」とするのか、あるいは取得済みの用地のみで事業計画を変更して「継続」するのか、その判断基準をお聞かせください。また、契約不成立の場合、それまでにかかった提案費用の補償の有無についてお聞かせください。                                     | 取得済みの用地により、ファーム本拠地として必要な施設及び機能を確保できる一団の事業用地が形成され、かつ、事業目的の達成、関係法令への適合、事業費及び事業スケジュール等の観点から事業の実施が可能であると本市が判断した場合は、工事を先行して着手することも考えられます。なお、契約不成立の場合においても優先交渉権者としての地位は存続することから、提案費用は補償しません。                                                                               |

|    |                       |     |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 54 | 1. 募集要項               | 30  | 28  | (3) |     | 事業再開までの期間が長期化した場合、物価変動等により当初の提案価格での実施が困難になる可能性が考えられます。地位が存続する際、価格の再協議は可能かお聞かせください。                                                                                                                                                                                                                        | 事業再開までの期間が長期化し、資金又は物価の変動その他の事情により、当初の提案価格での実施が困難となった場合は、価格の再協議を行うことが可能です。再協議に当たっては、事業中断の期間、物価変動の状況、当初の提案価格の算定根拠、事業再開時点における実勢価格その他の事情を踏まえ、本市と優先交渉権者又は受注者との協議により取扱いを決定します。                                                       |
| 55 | 1. 募集要項               | 30  | 28  | (3) |     | 令和8年12月末時点で用地取得が完了していない場合は、優先交渉権者を決定したうえで、用地取得の完了を待って事業を進めるという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                               | 原則はご認識のとおりです。ただし、取得済みの用地により、ファーム本拠地として必要な施設及び機能を確保できる一団の事業用地が形成され、かつ、事業目的の達成、関係法令への適合、事業費及び事業スケジュール等の観点から事業の実施が可能であると本市が判断した場合は、事業計画又は事業範囲を変更し、取得済みの用地における工事に先行して着手することも考えられます。                                                |
| 56 | 1. 募集要項               | 30  | 28  | (3) |     | 契約不成立後に事業が再開された場合は、優先交渉権者の地位が維持されるとされていますが、その間に生じる工程や実施体制の再調整等に伴う負担については、どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                                           | 事業の再開に伴い着手時期が遅れることによって生じる物価変動（上昇）相当額については、本市が負担するものとします。一方、工程や実施体制の再調整、人員の確保その他の事業再開に伴い生じる費用については、受注者の負担とします。                                                                                                                  |
| 57 | 1. 募集要項               | 30  | 28  | (3) |     | 契約不成立となった場合の費用負担について、優先交渉権者が負担した、協議費、設計準備費等に対する補償の有無をご教示ください。                                                                                                                                                                                                                                             | 契約不成立の場合においても優先交渉権者としての地位は存続することから、提案費用は補償しません。                                                                                                                                                                                |
| 58 | 1. 募集要項               | 30  | 28  | (3) |     | 「契約不成立後に用地取得交渉が完了し、本事業が再開された場合は、優先交渉権者としての地位は存続するものとする。」とありますが、スケジュールの変更により生じた追加費用や物価変動に伴う費用等は別途協議が可能との理解で宜しいでしょうか。また、時期と状況によって、受注者が辞退せざるを得ない場合も想定されますが、その場合もペナルティー等は付加されないとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                 | 事業の再開に伴い着手時期が遅れることによって生じる物価変動（上昇）相当額については、本市が負担するものとします。一方、工程や実施体制の再調整、人員の確保その他の事業再開に伴い生じる費用については、受注者の負担とします。なお、契約不成立後に受注者が辞退した場合において、ペナルティー等が付加されることはありません。                                                                   |
| 59 | 2. 審査基準書              | 6   |     |     |     | 審査基準書6ページ「市内企業の登用や地元製品の活用等、地域関係者との連携」に関する質問です。当グループでは、コスト削減（要求水準書92ページ）および地域活性化への貢献を目的に、地元企業との具体的な連携について、提案段階、あるいは優先交渉権者選定後の交渉段階において、本市として調整のご協力をいただける余地はありますでしょうか。                                                                                                                                       | 本市が施工段階で受注者に協力することは可能ですが、評価項目であるため、提案段階で関与することはできません。                                                                                                                                                                          |
| 60 | 2. 審査基準書              | 7   |     |     |     | 図表1 技術提案評価項目の自由提案ですが、枚数を任意で指示いただいておりますが、枚数上限を決めていただいた方が公平な審査ができると考えます。ご再考いただければ幸いです。                                                                                                                                                                                                                      | 自由提案については、枚数の上限は設けません。審査基準に示す評価項目及び配点を踏まえ、提案者において適切な枚数及び内容を設定してください。なお、提案書の枚数の多寡そのものを評価するものではなく、提案内容の具体性、実現性及び有効性等に基づき評価します。                                                                                                   |
| 61 | 2. 審査基準書              | 図表1 |     |     |     | 図表1 技術提案評価項目の設計施工計画4.周辺地域に配慮した造成工事及び施工計画に関する提案において、評価の視点に工事を通じた景観への配慮等とありますが、造成工事だけでなく本体工事も含めた騒音対策などの周辺の住環境に配慮した提案を求めているという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                  | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                     |
| 62 | 2. 審査基準書              | 7   | 12  |     |     | 事業期間中の要求水準の変更について4点が示されていますが、競争的対話においては、変更はないということでしょうか。また、競争的対話での意見や質問等において、他の応募者にも共有されないものということでしょうか。                                                                                                                                                                                                   | 競争的対話において、要求水準そのものを変更することは、原則として想定していません。ただし、要求水準の趣旨、解釈、適用条件等について確認・協議することは可能です。また、競争的対話における各応募者の独自の提案内容、ノウハウ等については、原則として他の応募者には共有しません。一方、要求水準の解釈や応募条件等に関する事項のうち、公平な競争の確保のために必要と本市が判断した事項については、他の応募者にも共有する場合があります。             |
| 63 | 2. 審査基準書              | 8   | 6   | イ   |     | 参加資格保有者として、VE提案等によりコスト削減に努めることは当然ですが、昨今の資材価格・労務費の高騰等の外部要因により、要求水準書に記載されたスペック等を維持したままでは、提案価格が参考価格（予算）を上回るリスクが考えられます。この場合、審査における失格条件は適用されるため、失格条件にならないことが検討の優先となります。選定後の「価格等の交渉（見積合わせ）」の段階においては、プロジェクト全体の収支バランスを最適化する観点から、要求水準の性能や品質を合理的な範囲で見直す（スペックダウンを含む）等の、競争対話時から柔軟な設計変更協議に応じていただける余地はあるのか、方針をお聞かせください。 | 優先交渉権者の選定後に、当該優先交渉権者との個別協議により要求水準を変更することは、公平性の観点から原則として想定していません。要求水準の性能、品質又は仕様の見直しが必要と考える場合は、競争的対話において、要求水準の趣旨及び解釈を確認するとともに、必要に応じて協議を行うことが可能です。その結果、要求水準の変更又は仕様の見直しを行う場合は、特定の応募者のみに適用するのではなく、公平性を確保するため、全ての応募者に共通する条件として提示します。 |
| 64 | 3. 様式集<br>様式2・2の1・2の2 |     |     |     |     | 応募グループでの本プロポーザル参加の場合、本様式は応募グループのみ提出となる認識でよろしいでしょうか。応募グループとして提出する場合、応募グループの名称を記載する必要はありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                            | 様式2・2の1・2の2は、募集要項及び様式の指示に従い、応募グループの代表企業が作成してください。応募グループ名を記載してください。                                                                                                                                                             |
| 65 | 3. 様式集<br>様式4・5       |     |     |     |     | CORINS、TECRIS又は契約書の写しを添付と記載がありますが、CORINS、TECRIS又は契約書の写しでは参加要件を証明することができない場合は、参加要件を証明する資料（図面等）の提示は必要でしょうか。                                                                                                                                                                                                 | CORINS、TECRIS又は契約書の写しで要件を確認できない場合は、要件を証明できる資料を提示してください。                                                                                                                                                                        |
| 66 | 3. 様式集<br>様式7         |     |     |     |     | 当様式の工事経歴を記載する欄に「項目ア・イ」と記載があります。こちらは募集要項の「建設企業に係る要件④」に記載の実績を記載するという認識でよろしいでしょうか。募集要項において業務実績を求めている技術者の指定はございませんが、該当する実績がない場合は空欄でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                 | 様式7には募集要項の建設企業に係る要件に対応する実績を記載してください。該当実績がない場合は空欄ではなく、該当なし又は補足説明を記載してください。                                                                                                                                                      |
| 67 | 3. 様式集<br>様式8         |     |     |     |     | 当様式に求められている事項を別紙にて回答することは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 様式8の記載事項を満たす範囲で、別紙による提示は可能です。様式本体には別紙参照と明記してください。                                                                                                                                                                              |
| 68 | 様式9・10・11・12・13・14    |     |     |     |     | 応募グループでの本プロポーザル参加の場合、当様式は応募グループとして作成した方がよろしいでしょうか。また、応募グループ内で設計・建築工事・土木工事といった業務に分けて共同企業体を組成する場合は、共同企業体を組成する業務ごとに様式を作成した方がよろしいでしょうか。ご指示いただけますでしょうか。                                                                                                                                                        | 応募グループとして必要な様式を作成してください。業務ごとに共同企業体を組成する場合は、該当する共同企業体ごとに必要な様式を提出してください。                                                                                                                                                         |
| 69 | 4. 要求水準書              | 4   | 8   | (1) |     | 提案書に記載する工程表について、指定された完成期限までの引渡しが困難と判断される場合は、実現可能な工程を記載・提出するとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                | 指定する完成期限は要求水準として定めるものであるため、原則として、当該期限を遵守する工程を提案してください。                                                                                                                                                                         |
| 70 | 4. 要求水準書              | 4   | (4) |     |     | 本体工事は中間検査の対象工事などの記載がございますが、造成工事の工事検査について、完成検査、中間技術検査、既設部分検査および段階確認や材料確認などは、どのようにお考えでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | 造成工事の検査・確認は、契約約款、設計図書及び本市の監督・検査手続に基づき実施します。段階確認・材料確認等は施工計画時に協議してください。                                                                                                                                                          |
| 71 | 4. 要求水準書              | 5   | 1   | 8   | (1) | 「野球場A、クラブハウス及び屋内練習場の完成後において、必要に応じて建築基準法第7条の6の規定による仮使用の認定を受けること。」とありますが、どのような場合を想定した規定でしょうか。                                                                                                                                                                                                               | 野球場A、クラブハウス及び屋内練習場の完成後、野球場Bの工事を継続しながら、これらの完成済み施設の供用を開始する場合を想定しています。この場合、建築確認の対象となる建築物全体の工事完了前に一部施設を使用することとなるため、必要に応じて、建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定を受ける必要がある場合を想定しています。                                                              |

|    |          |          |    |     |   |                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----|----------|----------|----|-----|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 72 | 4. 要求水準書 | 5        | 8  | (1) |   | 「別途千葉ロッテマリーンズが実施を予定する野球場A及びクラブハウスの内装工事」とありますが、野球場A及びクラブハウスの内装工事の内、別途の範囲をお示し願います。その場合、設計業務も含まないという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                          | 千葉ロッテマリーンズが別途実施する工事の範囲は、別紙3、別紙5その他の関係資料に示すとおりです。<br>当該別途工事に係る設計業務は、原則として本事業の業務範囲には含みません。ただし、本事業の設計・施工との取り扱い条件の整理、工程調整、区分調整、必要な情報提供その他の調整業務は、本事業の範囲に含まれます。                                                                                                                                                                                                       |
| 73 | 4. 要求水準書 | 5        | 9  | (1) |   | 契約時の参考内訳書及び精算見積書の作成時期についてご指示がありますが、記載の内容は建築工事に関するもので、造成工事については、受領した設計図書に基づき見積を行い、それに基づき工事請負契約（造成工事）を締結して工事を行うため、記載の内容は当てはまらないとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                            | ご理解のとおりです。<br>造成工事については、本市が提示する設計図書に基づき見積書を作成し、当該見積書を基に工事請負契約を締結することを基本とします。このため、建築工事について定める参考内訳書及び精算見積書の作成時期に関する取扱いは、原則として造成工事には適用しません。<br>ただし、提案により造成工事の設計を見直す場合の見積書の作成時期及び契約手続については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者との協議により決定します。                                                                                                                                          |
| 74 | 4. 要求水準書 | 6        | 9  | (1) |   | 「要求水準書に示す性能を満たすための工事費目について、その数量の増減にかかわらず、当該工事費の増額は認めない」との記載ありますが、「要求水準書に示す性能を満たすための工事費目」であるか否かの判断は、貴市と設計者、施工者が協議の上、客観的かつ合理的に判断されるものと理解してよろしいでしょうか。                                                                                     | ご理解のとおり、本市、設計者及び施工者で客観的かつ合理的に協議・判断します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 75 | 4. 要求水準書 | 6        | 9  | (1) |   | 「要求水準書に示す性能を満たすための工事費目について、その数量の増減にかかわらず、当該工事費の増額は認めない」との記載ありますが、造成工事の場合、貴市が作成した図面に基づく見積金額であり、設計図書及び見積条件が変更された場合、増減対象になるとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 76 | 4. 要求水準書 | 6        | 10 |     |   | 契約書類の構成および優先順位について、要求水準書では「①基本協定書及び契約書、②質問回答書、③要求水準書（別紙を含む）、④技術提案書及び参考見積書」とされています。一方、基本協定書（案）では、「契約書、本協定、要求水準書、技術提案書」の順となっています。契約書類の優先順位は、要求水準書に記載の順序に従うとの認識でよろしいでしょうか。                                                                | 基本協定書（案）は参考資料のため、要求水準書に記載の順序に従うものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 77 | 4. 要求水準書 | 7        | 12 |     |   | 「本市は、…要求水準を変更する場合がある。」とありますが、その場合、契約金額も変更されとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                              | 本市が要求水準を変更する場合は、契約条件に基づき契約金額及び工期の変更の要否を協議します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 78 | 4. 要求水準書 | 7        |    |     |   | 造成工事の要求水準において、造成工事の品質に関する管理項目の明記がありませんが、引き渡し時に求められる品質管理基準（締め固め密度、長期許容支持力等）をご教示下さい。                                                                                                                                                     | 千葉県土木工事施工管理基準（令和7年度版）「道路土工」に準拠し管理してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 79 | 4. 要求水準書 | 8        | 3  | (8) |   | 拡張機能駐車場の位置と範囲は(想定)位置を前提とし、提案により変更することは可能と考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                  | 拡張機能駐車場の位置・範囲は想定であり、要求水準及び関係法令を満たす範囲で提案による変更は可能です。詳細は提案の上、本市と協議により決定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 80 | 4. 要求水準書 | 10       | 3  | (4) |   | 地盤改良工事は、必要な地盤調査を実施したうえで施工するとの認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                             | 土木構造物については、地質調査報告書及び地盤改良報告書のとおり、施工することを基本とします。建築施設については、各施設下部の地盤調査を行い、最適な工法を提案してください。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 81 | 4. 要求水準書 | 10       | 3  | (4) |   | 地盤調査の結果、地盤改良の見直しが必要となった場合は増減対象となりますでしょうか。                                                                                                                                                                                              | 想定外の事象から土木構造物においても、地盤改良の工法の変更が必要となった場合は、協議の結果、増減対象となることもあります。建築施設については、地盤改良を含めた概算事業費を計上しているため、原則増減対象とはなりません。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 82 | 4. 要求水準書 | 10       | 3  | (5) |   | 土壌汚染対応が必要となった場合は増減対象となりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                        | 事前に提示した資料及び通常の調査では予見できない土壌汚染が判明し、追加の対応が必要となった場合は、その原因、対応内容及び費用負担等について本市と受注者で協議の上、契約金額の増減対象とする場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 83 | 4. 要求水準書 | 10       | 3  | (6) |   | 埋蔵文化財について、「調査範囲を拡大する場合、事業スケジュールへの影響や、本事業の工事範囲との調整については、受注者の責において対応すること。スケジュール遅延のリスクは【別紙6 リスク分担表】による。」とあり、リスク分担表において「建設予定地の土壌汚染、埋設物、埋蔵文化財などによる計画変更があった場合」は貴市の負担となっております。受注者の責において対応を行うが、その場合の費用の変更やスケジュール遅延のリスクは受注者負担ではないとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおり、受注者は対応・調整を行います。土壌汚染、埋設物、埋蔵文化財等による計画変更の費用・工期リスクはリスク分担表に基づき取り扱います。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 84 | 4. 要求水準書 | 10       | 4  |     |   | 既存物の取り扱いについて、着工時に変更が生じた場合は増減対象となりますでしょうか。                                                                                                                                                                                              | 既存物の取扱いに提示条件から変更が生じた場合は、原因及び内容を確認の上、増減対象とするか否かを協議します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 85 | 4. 要求水準書 | 10       | 5  |     |   | 適用法令及び適用基準に関して、宅地造成工事については設計段階で実施すべき設計協議は完了しており、2027年4月からの工事着工は可能な状態になっているということで良かったでしょうか。                                                                                                                                             | 造成工事着手に必要な許認可・協議は本市において進めています。未了事項がある場合は本市より共有し、必要な対応を協議します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 86 | 要求水準書    | 10       | 5  |     |   | 契約日以降の法改正などに基づく不可避な変更で契約金額の増減が生じる場合は要求水準の変更として扱うとありますが、一方（6ページ）では、要求水準を満たすための工事費目については、数量の増減に関わらず工事費の増額は認めない、とあります。契約日以降に判明した地中障害物の処理や、地盤条件の相違に伴う杭長の変更等は、どちらの規定が優先されますか。                                                               | 契約日以降の法令改正、地中障害物の発見、地盤条件の相違等については、要求水準の変更、契約条件の変更又はリスク分担表の該当規定に基づき、個別に取り扱います。<br>「要求水準を満たすための工事費目について、数量の増減にかかわらず工事費の増額を認めない」とする規定は、公募資料等に示した前提条件及び要求水準に変更がない場合に適用するものです。<br>したがって、契約締結後に、公募資料等から合理的に予見することができない地中障害物が判明した場合や、提示された地盤条件と実際の地盤条件に相違があり杭長の変更が必要となった場合は、条件変更として、契約金額の増減の対象となり得ます。<br>具体的な適用の可否及び契約金額の変更については、契約約款及びリスク分担表等に基づき、本市と受注者との協議により決定します。 |
| 87 | 4. 要求水準書 | 11       | 6  |     |   | 本体工事における各施設の建築面積等について、目安となる規模がございましたらご教示ください。                                                                                                                                                                                          | 参考7 基本計画図を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 88 | 4. 要求水準書 | 16<br>17 |    |     |   | 野球場A及び野球場Bの人工芝、天然芝、グラウンド資材は、最先端のものとするとご指示がありますが、提案（2026年11月）時点で、一般的に最先端とされているものをご提案するという理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                   | 提案時点で一般的に最先端と考えられ、かつ、プロ野球興行に必要な耐久性等の維持管理上必要な性能が担保されている資材・仕様を提案してください。<br>設計時により新しい製品が出てきた場合には、各性能を比較のうえ増減の対象として資材・仕様を変更することについて協議します。                                                                                                                                                                                                                           |
| 89 | 4. 要求水準書 | 20       | 1  | (4) |   | 要求水準書（21ページ）に記載のある【参考1 ゾーニング図】は要求水準として扱わないとされていますが、一方で施設計画（24ページ）ではこれを参考にして配置計画を行うこととされています。提案において【参考1】と大きく異なる配置提案を行った場合、要求水準を満たさないとなるのか、または審査において、要求水準未達と判断される可能性はありますかご教示ください。                                                       | 参考1 ゾーニング図は参考資料であり、要求水準を満たす範囲で異なる配置提案は可能です。ただし、機能・動線・安全性等が要求水準を満たさない場合は評価上不利となる可能性があります。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 90 | 4. 要求水準書 | 25       | 2  | (1) | オ | 「警察と消防の連携がスムーズに行える計画とすること。」とありますが、提案時に警察、消防にヒアリング、相談することは可能でしょうか。                                                                                                                                                                      | 提案時に警察・消防へ相談することは可能です。ただし、正式協議は本市との調整の上で行ってください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|     |          |    |     |      |     |     |                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------|----|-----|------|-----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 91  | 4. 要求水準書 | 35 | 2   | (2)  | キ   |     | 「大型ベッド付的車いす」とは「大型ヘッドレスト付車いす」の理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                           | 車いす使用者対応トイレに大型ベッド（折り畳み式も可）を計画ください。大型ベッドは、介助用ベッドやユニバーサルシートを指します。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 92  | 4. 要求水準書 | 37 | (2) | コ    | (イ) |     | 塁間及びウォーニングゾーン土（プロ野球仕様）とすること。についてですが、現在の一軍球場は茶色の人工芝と思われるですが、茶色の人工芝ではなく土系舗装でよろしいでしょうか。                                                                                                | 要求水準書に記載のとおり、塁間・ウォーニングゾーンは人工芝ではなく、土（プロ仕様）としてください。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 93  | 4. 要求水準書 | 37 | 3   | ケ    | (ア) |     | 公式試合やイベントには、今後演出照明も使われていくのが一般的かと思いますが、常設ではなく、仮設運用（本工事外）で行うという認識でよろしいでしょうか。また、仮設運用であれば、常設の競技用照明と連動できる仕組みだけは最初から用意した方が結果、コストを抑えられると考えられますが、よろしいでしょうか。                                 | 要求水準書に記載のとおり、「競技用照明設備制御装置は、映像音響操作室に整備し、簡易的な調光車を設置すること。また、3シーン程度を記録し、呼出ができる設備とすること。」を常設することを前提として計画してください。<br>また、将来の仮設演出照明との連携を考慮した制御方法、接続端子、信号系統その他の対応については、提案することが可能です。具体的な仕様及び連携範囲は、設計段階において本市及び関係者との協議により決定します。                                                                                         |
| 94  | 4. 要求水準書 | 38 | (2) | コ    | (イ) |     | 人工芝はMS CRAFTシリーズ同等の性能を有するものとする。についてですが、前項の施設機能表ではパフォーマンスが最大限発揮できる最先端のものとする。と記載があります。MS CRAFTは発売より15年ほど経過しており最先端とは言えないと思われ、本事業の施工・完成・引き渡しの際の最先端の人工芝のご提案は認めていただけますでしょうか。              | MS CRAFTシリーズと同等以上の性能を有し、プロ野球選手のパフォーマンス、安全性、耐久性、維持管理性その他の要求性能を満たすものであれば、本事業の施工・完成・引渡し時点における最新の人工芝を提案することが可能です。提案の際にMS CRAFTシリーズ以外の人工芝を提案する場合は、MS CRAFTシリーズと同等以上の性能をもつ根拠となる資料を添付してください。<br>MS CRAFT TURFについては、発売から一定の期間が経過しているものの、継続的に仕様改良が行われており、要求水準を示す一例として記載しています。<br>具体的な採否については、設計時に性能比較資料等を踏まえて判断します。 |
| 95  | 4. 要求水準書 | 38 | 2   | (2)  | シ   |     | 「ハンドドライヤーを設置できる計画とすること。」とありますがハンドドライヤーは別途の理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                              | ハンドドライヤーは、本体工事の範囲に含みます。詳細は要求水準書p75を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 96  | 4. 要求水準書 | 41 | (3) | ウ    | (イ) |     | フィールドは天然芝とする。についてですが、工事価格等を検討し、ランニングコストが低い人工芝をご提案してもよろしいでしょうか。また、評価の加対象になりますでしょうか。                                                                                                  | 野球場Bのフィールドは天然芝とする要求を基本とします。人工芝への変更提案は要求水準の変更に該当するため、変更不可とします。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 97  | 4. 要求水準書 | 42 | 2   | (4)  | ア   | (ア) | 「寮からクラブハウスのエントランスまでの動線は、雨天時においても庇等により雨に濡れずに直接移動できるものとする。また、寮からクラブハウスまで、選手等が施設利用者から視認されない動線を計画すること」とありますが、寮の設計・建設工事は別途であるため、後日、寮の設計・建設業者と協議を行い、変更が生じた場合には増減協議を行う理解で宜しいでしょうか。         | 寮は別途工事ですが、本工事の範囲で要求される接続・動線計画は提案に含めてください。別途工事との協議により変更が生じる場合の増減の取扱い、は、本市と協議の上決定します。                                                                                                                                                                                                                        |
| 98  | 4. 要求水準書 | 48 | 2   | (6)  | コ   | (ウ) | 「消防協議により必要な容量、箇所数、設置位置又は仕様に変更が生じた場合は、当該協議結果を設計に反映すること。」とありますが、その場合、増減対象との理解で宜しいでしょうか。                                                                                               | 消防協議結果により提示条件を超える変更が必要となる場合は、原因及び内容を確認の上、増減の対象を協議します。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 99  | 4. 要求水準書 | 48 | 2   | (6)  | サ   |     | 「千葉ロッテマリーンズ含む関係者と協議の上、必要と思われるサインについてはもれなく計画すること」とありますが、「もれない計画」をご提案するのは主観的要素が含まれ、参考価格とのコストバランスを考慮した提案を行うに当たり困難かと思料いたします。「明らかに応募者が想定するべき」と判断される以上のサインが必要と判断された場合、増減対象としていただけないでしょうか。 | 要求水準に記載されているサインおよび法的に必要なサインはもれなく見込んでください。関係者協議により追加・変更が必要となる場合は、内容を確認の上、増減を協議します。                                                                                                                                                                                                                          |
| 100 | 4. 要求水準書 | 48 | 2   | (6)  | シ   |     | 「公園広場及び園路へのアクセス経路を除き、敷地境界には原則フェンス等を設置し、セキュリティに配慮すること」とありますが、敷地境界とは千葉ロッテマリーンズ様が管理するエリアとの境界との理解で宜しいでしょうか。                                                                             | 「敷地境界」には、事業敷地の外周境界に加え、千葉ロッテマリーンズが整備する寮敷地との境界を含みます。施設運用及びセキュリティに必要な箇所には、フェンス、門扉その他の侵入防止措置を設けてください。特に、寮敷地については、来園者が容易に立ち入ることができない配置及びセキュリティ計画としてください。                                                                                                                                                        |
| 101 | 4. 要求水準書 | 50 | 2   | (8)  |     |     | 「拡張機能」について、提案に含めるべき範囲と、将来対応として今回の提案対象外としてより範囲をご教示ください。特に、設備スペース、配管・配線ルート、構造的余裕等について、どこまで確保すべきかご教示ください。                                                                              | 今回の提案範囲は、拡張機能の敷地範囲と、拡張機能を見据えた本体工事の配置・動線計画および本市の検討に伴うインフラ引込等の調整です。その他、要求水準書、所掌区分表等を参照してください。拡張機能の施設計画、工事調整は本体工事外とします。                                                                                                                                                                                       |
| 102 | 4. 要求水準書 | 60 | (8) |      |     |     | 設備容量の10%以上の余裕を見込む対象となる「設備容量」とは、本事業で整備する施設（野球場A、野球場B、屋内練習場、クラブハウス）の将来増築用の合計容量のみを指すのでしょうか。それとも公園全体の将来負荷に対して余裕を見込む必要があるのかご教示ください。                                                      | 「設備容量の10%以上の余裕」の対象は、本事業で整備する野球場A、野球場B、屋内練習場及びクラブハウスに係る設備容量の合計とします。<br>公園全体の将来負荷を対象とするものではありません。                                                                                                                                                                                                            |
| 103 | 4. 要求水準書 | 63 | 4   | (15) | ア   |     | 平均演色評価数について、「Ra90」との記載ですが、選手、観客、放送機関の視点では「Ra80以上」の記載があります。本施設に適用する基準をご教示ください。                                                                                                       | フィールドはRa90以上、観客用はRa80以上としてください。要求水準書を修正します。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 104 | 4. 要求水準書 | 63 | 4   | (15) | ア   |     | 鉛直面照度の評価基準について、「鉛直面照度（全体）」とありますが、評価する面の方向が明記されていません。特定方向、4方向それぞれ、又は4方向平均のいずれかを評価対象とするのか、ご教示ください。                                                                                    | 鉛直面照度（全体）は、ホームベースとバックスクリーンを結ぶセンターラインを基準としてこれと直交および並行する4面（ホームベース方向、一塁方向、二塁方向及び三塁方向）について測定し、その平均値により評価してください。                                                                                                                                                                                                |
| 105 | 4. 要求水準書 | 63 | 4   | (15) | ア   |     | 鉛直面照度の均斉度について、「Min/Ave 0.30」と記載されていますが、JIS Z 9127では「Min/Max 0.30以上」とされています。本施設に適用する評価基準をご教示ください。                                                                                    | 鉛直面照度の均斉度は、最小照度を最大照度で除した値（Min/Max）により評価し、0.30以上としてください。要求水準書に記載する「Min/Ave 0.30」は「Min/Max 0.30」に修正します。                                                                                                                                                                                                      |
| 106 | 4. 要求水準書 | 63 | 4   | (15) | ア   |     | 照明の設置高さについて「32m」と記載されていますが、最上段又は最下段のいずれの照明器具取付高さを示すものか、ご教示ください。                                                                                                                     | 照明の設置高さ32mは照明設備計画上の目安です。器具取付高さの詳細は、照度計算及び周辺影響を踏まえ提案してください。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 107 | 4. 要求水準書 | 64 | 4   | (イ)  |     |     | 「素子ピッチは10mm以下」とありますが、他屋外スポーツ施設と比較した際に屋外用ビジョンの性能としては高めの数値かつ金額に大きい影響を与える要素と考えられますが、今後検討の一案として10mm以上の設定も可能性としてございますでしょうか。                                                              | 素子ピッチは10mm以下としてください。原則として、10mmを超える仕様への変更は認めません。ただし、同等以上の視認性、表示品質その他の性能を確保できることを客観的に示した上で、VE提案として素子ピッチ10mmを超える仕様を提案することは可能です。採否については、提案内容を踏まえて判断します。                                                                                                                                                        |
| 108 | 4. 要求水準書 | 64 | 4   | (イ)  |     |     | 建物だけで表現するのではなく、コストを抑えるために映像送出・音響・照明などで、製鉄所やピアノ、自然を表す演出をするというの、要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                | 建築意匠での演出を基本とし、映像・音響・照明等による演出を組み合わせる提案は可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 109 | 4. 要求水準書 | 65 | 4   | (エ)  |     |     | ランニングコストを抑えるために、公園広場と野球場公園広場の制御がしっかりできるという前提で、操作は、最小人数で行える音響・映像・照明を連動制御を行うことでよろしいでしょうか。                                                                                             | 音響・映像・照明を連動制御し、効率的に運用する提案は可能です。公園広場及び野球場の運用区分を明確にしてください。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 110 | 4. 要求水準書 | 67 | 4   | (25) |     |     | 2軍の中継で中継車が2局入ることは、年間通じてそれほど多くないと思いますが、1局分は用意し、2局同時の時は、仮設ケーブルを引き回しやすいうように、建物側で用意しておくという対応でよろしいでしょうか。                                                                                 | 要求水準書に記載のとおり、中継車対応設備は2局分を常設で確保してください。ただし、1局分を常設とし、2局同時使用時には仮設ケーブル等で対応する計画について、必要な機能、運用性及び将来対応性を確保した上で、VE提案として提示することは可能です。採否については、提案内容を踏まえて判断します。                                                                                                                                                           |

|     |          |    |   |     |  |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|----------|----|---|-----|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 111 | 4. 要求水準書 | 70 | 5 | イ   |  | CASBEE千葉による評価において「Aランク以上を目標に整備すること」とありますが、審査基準書（提供テキストにはCASBEEに関する具体的な配点記載なし）において、目標を上回る「Sランク」の提案をした場合、加点评価の対象となりますか。また、逆にAランクに達しなかった場合のペナルティ（失格、減点等）はありますか。                | CASBEE千葉におけるSランクの提案については、審査基準に定める評価項目の範囲内で、提案内容の有効性、実現性等を踏まえて評価上考慮場合があります。ただし、Sランクの提案のみをもって、自動的に加点するものではありません。<br>一方、CASBEE千葉においてAランクに達しない提案は、要求水準を満たさないものとして取り扱います。                                                                                                                                |
| 112 | 4. 要求水準書 | 88 | 7 | (1) |  | 造成工事については、要求水準書に示された性能・機能を提案・確保するという考え方ではなく、【別紙12 造成設計図】に基づき施工することが求められているという認識でよろしいでしょうか。                                                                                  | ご理解のとおりです。造成工事については、原則として別紙12_造成設計図、その他の提示する設計図書に基づき施工するものとします。<br>なお、提案により造成計画又は設計内容の見直しを行う場合の取扱いについては、関連する質疑回答を参照してください。                                                                                                                                                                          |
| 113 | 4. 要求水準書 | 88 | 7 | (1) |  | 工事期間中においても、仮設排水、濁水処理及び土砂流出防止等の対策を講じ、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう措置することとありますが、対策費用は、造成工事の設計に計上されているのでしょうか。計上されていない場合、増減対象でしょうか。ご教示ください。                                                  | 仮設排水、濁水処理及び土砂流出防止等は造成工事に必要な施工上の措置として見込んでください。建築工事の計画条件に因らず、提示条件を超える変更がある場合は増減対象として取り扱いいます。                                                                                                                                                                                                          |
| 114 | 4. 要求水準書 | 88 | 7 | (2) |  | 支障物件の撤去、移設又は防護が必要となる場合は、関係法令等に基づき、工程及び周辺影響を十分に踏まえて適切に対応すること。とありますが対応した場合の費用は、増減対象でしょうか。ご教示ください。                                                                             | 公募資料等から支障物件の撤去、移設又は防護が必要と合理的に想定される場合は、その対応に要する費用を提案価格に見込んでください。<br>一方、公募資料等から合理的に予見することができない支障物件が判明し、撤去、移設又は防護が必要となった場合は、契約条件の変更として、契約金額の増減の対象となり得ます。<br>具体的な適用の可否及び増減額については、支障物件の状況、事前に提示した情報、受注者による予見可能性等を踏まえ、契約約款及びリスク分担表等に基づき、本市と受注者との協議により決定します。                                               |
| 115 | 4. 要求水準書 | 88 | 7 | (4) |  | 造成工事に必要となる仮設計画、工事用進入路、仮囲い、仮設排水、土の置き置、残土搬出その他の施工条件について、周辺環境及び後続工事への影響を踏まえて適切に計画すること。とありますが上記項目については、設計に計上されているでしょうか。計上されていない場合、増減対象でしょうか。ご教示ください。                            | 設計に計上されています。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 116 | 4. 要求水準書 | 88 | 7 |     |  | 造成工事の要求水準について、宅地造成工事に関しては、設計施工ではないため、君津市様から既に完了した実施設計に基づいた設計図面、数量内訳書、数量計算書、歩掛り等の提供を受け、その内容に基づき積算をし、提供資料に含まれていない内容については発注者と協議の上、増減対象となる理解でよろしいでしょうか。                         | 提示する設計図書等に記載がなく、かつ、当該資料から合理的に読み取ることができない工事内容が、契約締結後に必要となった場合は、契約条件の変更として、契約金額の増減の対象となり得ます。<br>具体的な適用の可否及び増減額については、契約約款、リスク分担表その他の契約条件に基づき、本市と受注者との協議により決定します。                                                                                                                                       |
| 117 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (1) |  | 上記の理解で宜しければ、【別紙12 造成設計図】に加えて、以下の資料をご提示願います。<br>本工事の造成工事の図面(造成工事の断面図、地盤改良図面、調整池図面、各種詳細図面)や、直接仮設工事、整地工事、擁壁工事、雨水排水工事、雨水調整池工事、農業排水工事、上水道工事、既存構築物解体工事、その他工事それぞれの内訳書、代価表、積算(現場)条件 | No. 3の回答にある追加資料を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 118 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (5) |  | 造成計画及び施工計画の立案に当たっては、必要に応じて関係機関、インフラ管理者その他関係者と協議を行い、とありますが関係機関、インフラ管理者その他関係者には、本事業を行うことを周知済みでしょうか。周知済みの場合、周知した関係機関等をご教示ください。                                                 | 土地利用に関係する関係官庁、建設発生土の工事間流用に関する関係官庁とは協議を進めておりますが、その他インフラ管理者等との具体的な協議は行っておりません。                                                                                                                                                                                                                        |
| 119 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (5) |  | 上記について、発注者様で協議を行い、協議済みの関係機関はありますでしょうか。ありましたら、協議済みの関係機関の名称等をご教示ください。                                                                                                         | 土地利用に関係する関係官庁、建設発生土の工事間流用に関する関係官庁とは協議を進めておりますが、その他インフラ管理者等との具体的な協議は行っておりません。                                                                                                                                                                                                                        |
| 120 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (5) |  | 関係機関協議等について、2027年4月の造成工事着手に必要なとなる設計協議は全て完了しているということでしょうか。本内容は工事中における関係機関との施工協議ということでしょうか。造成工事に関する設計協議未了に伴う、工期遅延については受注者側の責ではないということでしょうか。                                   | 2027年4月の造成工事着手に必要なとなる設計段階の関係機関協議は、本市の責任において実施します。要求水準書に記載する関係機関協議等には、工事中に必要なとなる施工方法、工程、安全対策その他の施工に関する協議を含みます。受注者は、本市と連携の上、工事の施工に必要な関係機関協議に対応してください。<br>なお、本市が実施すべき設計協議の未了又は遅延により工期に影響が生じた場合は、受注者の責めに帰すべき事由とはしません。具体的な工期及び費用の取扱いについては、契約約款及びリスク分担表等に基づき、本市と受注者との協議により決定します。                          |
| 121 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (6) |  | 盛土量の70%を貴市が調達するとありますが、残り30%については、受注者が調達する理解で宜しいでしょうか。その場合、建設残土の再利用等が可能で、搬出元は受注者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。                                                                         | 盛土量のうち本市が調達する70%を除く残り30%については、原則として受注者が購入土を調達するものとします。ただし、「君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」第13条第1項第1号及び第2号に準じ、発生元が千葉県内であることが特定されること及び発生元から建設地に直接運搬することが確認できる場合は、本市と受注者との協議により取扱いを決定します。また、購入土の調達にあたっては、市内事業者より行うよう努めてください。                                                                       |
| 122 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (6) |  | 市が調達する70%の盛土材の土質について、使用する材料として必要な品質、性状及び関係法令等に適合していることを前提とする。とありますが、どのような品質、性状の盛土材なのか、詳細を教えてください。                                                                           | 「君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」の手引きに記載のある安全基準（別表第1）をクリアし、第3種建設発生土以上のものとします。                                                                                                                                                                                                                    |
| 123 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (6) |  | 市が調達する70%の盛土材について、搬入時期を調整した結果、造成工事の工程に支障をきたす場合、受注者側で盛土材の手配をすることは可能でしょうか。可能な場合、盛土材の購入費、運搬費、積み下ろしの費用などは、増減対象でしょうか。ご教示ください。                                                    | 提案に当たっては、盛土材のうち受注者が調達する購入土は全体の30%を上限とし、本市が調達する盛土材を70%とすることを基本条件として、提案価格及び工程を設定してください。<br>なお、建設発生土等の流用土を活用し、受注者が調達する購入土又は本市が調達する盛土材の必要量を低減することで、事業費の削減に資する提案は可能です。施工段階において、やむを得ず当初の提案を超える購入土の調達が必要となった場合は、その理由、必要数量、費用及び工程への影響を示した上で、本市と受注者との協議により取扱いを決定しますが、受注者が調達する建設発生土の取扱いについてはNo. 121の回答のとおりです。 |
| 124 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (6) |  | 盛土量の70%は貴市にて調達いただけるとのことですが、見積内訳書にはどのように記載すればよいか、ご教示いただけますでしょうか。                                                                                                             | 見積内訳書において、本市調達分と受注者調達分は別項目として、明確に区分して記載してください。<br>本市が調達する盛土材については、材料費の単価を0円として記載してください。ただし、本市調達分に係る受入れ、場内運搬、敷均し、締固めその他の施工に要する費用は、提案価格に含めてください。                                                                                                                                                      |
| 125 | 4. 要求水準書 | 89 | 7 | (6) |  | 市が調達する盛土材について、【参考3 全体工程表（案）】に示す造成工事の着手に支障が生じないよう、必要な盛土材の調達及び搬入に係る手配を行う。とありますが、全体工程表のいつの時期に何m3搬入があるのでしょうか。ご教示ください。                                                           | 8月5日に提出する追加資料にてご確認をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                          |



|     |          |     |   |     |     |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------|-----|---|-----|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 126 | 4. 要求水準書 | 89  | 7 | (6) |     |     | 「本市が調達する盛土材は、造成工事に使用する材料として必要な品質、性状及び関係法令等に適合していることを前提とする。」とありますが、万一上記の条件を満たさない事態が発生した場合、盛土材の調達先、調達に伴う費用、スケジュール等を見直す理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                     | ご理解のとおりです。本市が調達する盛土材が、必要な品質、性状又は関係法令等に適合しない場合は、本市の責任において、代替となる盛土材の調達先、追加費用及び工程への影響等を確認し、必要な見直しを行います。<br>具体的な対応については、受注者と協議の上、決定します。                                                                                                                                                                                                        |
| 127 | 4. 要求水準書 | 89  | 7 | (6) |     |     | 本市が調達・搬入する盛土材（全体の70%）について、「造成工事に使用する材料として必要な品質、性状及び関係法令等に適合していることを前提とする」とあります。<br>（22ページ）には廃棄物等の再利用又は再生利用した資機材の積極的な採用を検討することとされておりますが、市調達分70%以外の盛土材として、石炭灰造粒化資材（ジオタイザー等）の使用を、本市として現時点で想定、あるいは容認されていますか。                                                                                              | 現時点では想定しておりませんが、提案は可能です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 128 | 4. 要求水準書 | 90  | 1 | (1) |     |     | 「受注者は、本事業の推進のため本市が委託を予定しているCM r（設計・施工マネジメントを行うコンストラクションマネジャー）への協力を行うこと。」とありますが、CMr様からの指摘あるいは是正指導等は、発注者様の指摘あるいは是正指導等とみなす理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                  | CMrからの指摘、助言又は是正に関する意見については、本市がその内容を確認した上で取り扱います。<br>CMrからの指摘等のみをもって、本市又は監督員からの正式な指示、承認若しくは是正指導とみなすものではありません。最終的な指示、承認及び是正指導は、本市又は監督員が行います。                                                                                                                                                                                                 |
| 129 | 4. 要求水準書 | 92  | 1 | (2) | ウ   | （ア） | 「当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更工事が発生した場合、本契約内にて対応し、変更契約は行わない。」とありますが、設計変更等の結果、増減が生じた場合でも、契約金額を下回るコスト管理を実施することにより金額に増減が生じなかった場合は、変更契約を締結しないという趣旨でしょうか。本件は公共工事であり、その場合でも設計変更が生じた場合は公文書として設計変更増減契約を締結し、増減結果の記録を残す必要があるかと存じますがいかがでしょうか。                                                      | 本文面の趣旨は、やむを得ない設計の変更が生じた場合であっても、コスト管理によって本契約の契約金額を下回るよう提案と協議を行い、契約金額の増額を伴う変更契約を行わないようにするというものであり、生じた設計変更については変更契約を締結します。                                                                                                                                                                                                                    |
| 130 | 4. 要求水準書 | 101 | 2 | (1) |     |     | 設計業務の範囲について、『なお、宅地造成工事に係る範囲は、調査職員と業務内容について確認を受けること。』とありますが、宅地造成工事の契約は設計契約を経ずに実施されるため設計業務はないという理解でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                          | 宅地造成工事については、原則として、本市が提示する造成設計図書に基づき施工するものとし、提案による造成計画又は設計内容の見直しを行わない場合は、受注者による設計業務は想定していません。<br>一方、提案により造成計画又は設計内容を見直す場合は、当該見直しに必要となる設計業務を行うものとし、その業務内容及び範囲について、調査職員の確認を受けてください。                                                                                                                                                           |
| 131 | 4. 要求水準書 | 101 | 4 | 2   | (3) | ア   | 「設計者は、別途工事の仕様が過剰にならないように適切に別途工事設計者と調整を行うこと。別途工事の仕様が明らかに過剰と認められる場合は、本市が是正を求める場合がある。」とは、どのような別途工事の仕様を想定されているかご教示ください。                                                                                                                                                                                  | 別途工事の目的、機能及び性能に照らして過大となる仕様を想定しています。例えば、必要以上の地下地補強、設備容量、配管・配線、構造補強、仕上げ仕様その他の対応により、本体工事のコスト又は工期に過度な影響を及ぼす場合が該当します。<br>具体的な仕様の妥当性については、別途工事設計者との調整状況及び本体工事への影響を踏まえ、本市と協議の上、判断します。                                                                                                                                                             |
| 132 | 4. 要求水準書 | 106 | 2 | (5) | ア   |     | 千葉ロッテマリーンズが発注する別途工事の設計に関する内容ですが、千葉ロッテマリーンズの指定業者になりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                           | 指定事業者ではなく、千葉ロッテマリーンズが発注する別途工事の設計者及び施工者は、千葉ロッテマリーンズが選定する予定です。<br>本事業の受注者は、当該設計者及び施工者と、本体工事との取り合い、工程、施工区分その他必要な事項について調整を行ってください。                                                                                                                                                                                                             |
| 133 | 4. 要求水準書 | 106 | 2 | (5) | ウ   |     | 今回の事業で申請を考えている補助金についてご教示いただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                              | 地域未来交付金及び防災安全交付金の活用を想定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 134 | 4. 要求水準書 | 106 | 4 | 2   | (5) | イ   | 「同一敷地内で複数の事業者又は設計者が設計を行うことが想定される。その場合は原則として敷地一申請として取り扱うことを前提とする。本事業の設計者は、確認申請に係る申請図書全体の取りまとめ及び関係行政との協議・申請手続の主窓口を担うものとする。また、別途工事の設計者については、当該設計者が担当する設計範囲に応じ、確認申請図書に設計者として適切に記載することを前提とする。（各設計者は、それぞれの範囲に係る設計内容及び設計図書について責任を負う。）」に関して、原則として解釈し、プロジェクトの進捗に合わせ受注する設計・施工業務への影響が出る場合には要協議とさせて頂く事で宜しいでしょうか。 | 原則として、要求水準書に記載のとおり取り扱います。<br>ただし、事業の進捗、別途工事の設計状況その他の事情により、本事業の設計・施工業務、工程又は確認申請手続に影響が生じる場合は、本市、別途工事の発注者・設計者その他の関係者と協議の上、適切に対応するものとし、その中で協議への協力をお願いいたします。<br>なお、具体的な業務範囲、責任分担、工程又は費用に変更が生じる場合の取扱いについては、契約条件等に基づき協議の上、決定します。ただし、球団側設計者が申請代表者を務めることは想定していません。                                                                                  |
| 135 | 4. 要求水準書 | 111 | 4 | (3) | 7   |     | 施工業務の工程表に関して設計に係る工程及び別途工事、並びにPark-PFI 事業に係る工程と調整を行い、施工業務に係る工程に反映すること、と記載がありますが、Park-PFI 事業の事業者選定はいつ行われますでしょうか。                                                                                                                                                                                       | Park-PFI事業の事業者選定期限は現時点で未定です。決定次第、必要な情報を共有する予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 136 | 4. 要求水準書 | 112 | 4 | (3) | キ   |     | 「現場代理人は、本体工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する7日前までに監督員に提出し確認を受けること。」とありますが、本事業はスケジュールが非常にタイトな認識です。貴市の承認が得られれば、竣工時期を遵守させるために、工事請負契約締結前に資機材の先行発注が可能との理解で宜しいでしょうか。もしくは、先行発注が必要な部材について、先行して契約を締結することもご検討頂けないでしょうか。                                                                          | 当該契約は、議会の議決を経て成立するものであることから、資器材の先行発注は想定していません。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 137 | 4. 要求水準書 | 113 | 4 | (3) | サ   |     | 「工事出入口は、道路管理者等と協議の上、北側の住宅地に配慮し、原則として北側道路以外に設けること」と記載がありますが、北側の住宅地前以外の範囲に工事出入口を設けることは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                         | 可能です。北側住宅地とは、セブンイレブン周辺のことを指すものとし、その他の場所への工事用出入口設置にあたっては事前に本市に確認の上、道路管理者等との協議を行ってください。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 138 | 4. 要求水準書 | 114 | 4 | (6) | ア   |     | 施工者は別途工事（千葉ロッテマリーンズ整備施設等）に対する総合管理業務を行うこととされていますが、別途工事施工者の選定遅延や、別途工事施工者の起因による工程遅延、事故が発生した場合、本体工事受注者はどの範囲まで責任を負う必要がありますか。                                                                                                                                                                              | 本体工事受注者は、別紙3 全体所掌区分表に定める範囲において、別途工事との工程調整、安全管理上の調整、施工区分及び取り合いの調整その他の総合管理業務を行ってください。<br>一方、別途工事施工者の選定遅延、別途工事施工者の責めに帰すべき工程遅延又は事故については、原則として別途工事施工者が責任を負うものとし、本体工事受注者が当該遅延又は事故そのものの責任を負うものではありません。<br>ただし、本体工事受注者が必要な調整、連絡又は安全上の措置を怠ったことにより影響が拡大した場合は、その範囲について責任を求める場合があります。具体的な責任分担、工程及び費用への影響については、別紙3、契約約款その他の契約条件に基づき、本市及び関係者と協議の上、決定します。 |
| 139 | 4. 要求水準書 | 115 | 4 | (6) | イ   |     | 交付金・補助金等につきまして、申請や出来高検査に伴い、設計スケジュール・工事スケジュールの調整や中断、契約時期の調整を必要とする交付金・補助金等の利用はないとの理解で宜しいでしょうか。必要となる場合、時期等をご提示願います。                                                                                                                                                                                     | 現時点では、交付金・補助金等の申請又は出来高検査に伴い、設計・工事スケジュールの中断、契約時期の変更その他事業工程上のクリティカルな影響が生じることは想定していません。<br>今後、交付金・補助金等の活用により工程調整が必要となる場合は、必要な時期及び対応内容を本市から提示し、受注者と協議の上、対応するものとし、                                                                                                                                                                              |



|     |                          |       |    |     |  |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                    |
|-----|--------------------------|-------|----|-----|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 140 | 要求水準書                    | 10    | 3  | (6) |  | 埋蔵文化財の予備調査を実施するとありますが期間は令和9年度のいつ頃行うのでしょうか。                                                                           | 埋蔵文化財の予備調査については、用地取得後速やかに実施することを想定しています。                                                                                                                                                           |
| 141 | 要求水準書                    | 10    | 3  | (6) |  | 埋蔵文化財の調査範囲を拡大する場合の費用は本市負担とありますが、拡大しない場合も本市負担と考えて宜しいでしょうか。                                                            | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                         |
| 142 | 別紙1_用語の定義                |       |    |     |  | 「事業契約書」とありますが、「基本協定書」と読み替える理解で宜しいでしょうか。また、概要についても適宜修正される理解で宜しいでしょうか。                                                 | ご理解のとおりです。「事業契約書」は「基本協定書」と読み替えてください。また、基本協定書の概要及び関連する記載については、優先交渉権者との協議を踏まえて内容を合意し、必要に応じて修正します。                                                                                                    |
| 143 | 別紙3_全体所掌区分表              |       |    |     |  | 別途工事のその他（ガス式洗濯機、消火器）、拡張機能工事（インフラ引き込み）について、工事監理者に●※がついていますが、どのような内容の工事監理を行うかご指示願います。                                  | 備考欄に記載のとおり、主な対応内容は、別途工事を見据えた仮レイアウトの作成、平面図の調整及び総合図の調整です。なお、別途工事そのものの施工状況、品質、出来形等に係る工事監理は、原則として本事業の工事監理業務には含まれません。                                                                                   |
| 144 | 別紙3_全体所掌区分表              |       |    |     |  | 「球団が本体工事に追加する内装工事」について、B工事施工者の欄に●となっておりませんが、今回提出する参考見積には含まないとの理解で宜しいでしょうか。                                           | ご理解のとおり、球団が本体工事に追加する内装工事は、参考見積には含まないものとしてください。ただし取り合いに必要となる下地等は本工事に含めてください。                                                                                                                        |
| 145 | 別紙3_全体所掌区分表              |       |    |     |  | 球団専用サインの下地はA工事となっておりますが、大きさ、仕様、個所数等を事前にご指示いただけないでしょうか。                                                               | 球団専用サインの設置位置、大きさ、仕様及び箇所数については、施設全体のサイン計画を踏まえた提案によるものとしします。受注者は、設計において千葉ロッテマリーンズ及び別途工事設計者と調整の上、想定されるサインの荷重、取付方法、電源等を踏まえ、必要な下地、補強及び配線経路等を本体工事に含めてください。                                               |
| 146 | 別紙3_全体所掌区分表<br>別紙5_工事区分表 |       |    |     |  | 別途工事の下地等が本工事となっている項目がございますが、別途工事の為必要な項目は分かりかねます。建築工事で見込むべき下地の詳細（材質・寸法等）に関してはご指示ください。                                 | 別紙13_諸室等性能表に記載のある諸室について、モニター等の下地を見込んでください。下地の詳細については、参考12_家具・備品リストのモニター等の仕様を参照しご提案ください。                                                                                                            |
| 147 | 別紙4_役割分担表                | 1     | II | 1   |  | 設計・施工一括請負一括請負合意書（仮契約）とありますが、こちらは、基本協定書及び仮契約の認識で宜しいでしょうか。                                                             | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                         |
| 148 | 別紙4_役割分担表                | 1     | II | 2   |  | 工事請負（土木・建築）の本契約もある認識で宜しいでしょうか。                                                                                       | ご理解のとおり、土木・建築それぞれについて必要な工事請負契約を締結する想定です。                                                                                                                                                           |
| 149 | 別紙4_役割分担表                | 1     | II | 20  |  | CASBEE、ZEB、LEED等とありますが、要求水準必要事項としてはCASBEEの取得のみの認識で宜しいでしょうか。                                                          | 要求水準上はCASBEE千葉によるAランク以上とします。ZEB、LEED等は提案による付加的取組として扱います。                                                                                                                                           |
| 150 | 別紙5_工事区分表                |       |    |     |  | 各種モックアップの作成とございますが、具体的に作成が必要な項目。詳細（サイズ等）をご指示ください。また、内装モックアップについても該当室とサイズ等の詳細をご指示ください。                                | 各種モックアップの対象項目、仕様、サイズ及び作成方法は、提案によるものとしします。受注者は、仕上げ、納まり、施工性、意匠性、維持管理性その他の確認が必要と判断する項目について、適切なモックアップ計画を提案してください。内装モックアップについても、対象室、対象範囲及びサイズは提案によるものとしします。なお、具体的な作成内容については、設計段階において本市及びCMrと協議の上、決定します。 |
| 151 | 別紙5_工事区分表                |       |    |     |  | 9. 建設予定地内ストックヤード・作業ヤードの確保とございますが、必要なヤード面積をご指示ください。                                                                   | ストックヤード・作業ヤードの面積は、施工計画に応じた提案によります。周辺環境及び後続工事に支障のない計画としてください。                                                                                                                                       |
| 152 | 別紙5_工事区分表                |       |    |     |  | 1. 躯体関係の遮音（防音）・防振工事とございますが、必要な性能・必要な居室についてご指示下さい。                                                                    | 遮音・防振性能は、別紙13_諸室等性能表（音環境）に基づき、用途上必要な居室に対して計画してください。具体的な性能についても別紙13_諸室等性能表 注3を参照してください。                                                                                                             |
| 153 | 別紙6_リスク分担表               |       |    |     |  | 法令等の変更「本体事業のみならず、広く一般に適用される法令の変更や新規立法」について、事業者にも○※となっておりますが、法令変更について受託者が費用を負担する事例が想定できません。ご再考いただけないでしょうか。            | リスク分担表の記載を基本とします。法令変更に伴う費用負担は、変更内容、適用範囲及び本事業への影響を踏まえ協議によるものとしします。                                                                                                                                  |
| 154 | 別紙6_リスク分担表               |       |    |     |  | 住民問題「本体事業の調査、建設に関する近隣住民からの訴訟、苦情、要望などへの対応」について、貴市が行った調査業務については、受託者のリスクではないとの理解で宜しいでしょうか。                              | 本市が行った調査業務に起因する住民対応リスクは、リスク分担表に基づき本市が負担する範囲として取り扱います。受注者起因の事項は受注者負担です。                                                                                                                             |
| 155 | 別紙6_リスク分担表               |       |    |     |  | 工事完了の遅延「工事請負契約締結後、市の要望・変更によるもの」以外の遅延リスクについて、受託者にも○※となっておりますが、受託者に起因する工事完了遅延リスク以外のリスクは貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。             | 受注者の責めに帰すべき事由によらない工事完了の遅延については、その原因及び影響を確認の上、リスク分担表、契約約款その他の契約条件に基づき、本市と受注者との協議により工期及び費用の取扱い等を決定します。したがって、受注者に起因しない遅延リスクが一律に本市の負担となるものではありません。                                                     |
| 156 | 別紙12_造成工事設計図             |       |    |     |  | 造成工事設計図において、擁壁工と調整池等を含め、土木工事の範囲で建築仕様で設計されているものはありますでしょうか。ご教示ください。                                                    | ありません。                                                                                                                                                                                             |
| 157 | 別紙12_造成工事設計図             | 16～19 |    |     |  | L型擁壁の設計断面図が無いため確認できませんが、地耐力を確保するための地盤改良は不要な設計仕様という理解でしょうか？あるいは、受注後に地耐力不足が確認された場合は、増減対象となるのでしょうか？                     | No.3の回答にある追加資料を参照してください。土木構造物については、地質調査報告書及び地盤改良報告書のとおり、施工することを基本とします。                                                                                                                             |
| 158 | 別紙12_造成工事設計図             | 23～27 |    |     |  | 北側及び南側調整池や、ポンプ棚、連結管等は土中に埋設される構造物ですが、土留め等の仮設計画や掘削底面の安定性を確保するための地盤改良等の仕様が不明です。任意仮設扱いあるいは受注後増減対象項目でしょうか？                | No.3の回答にある追加資料を参照してください。土留め等の仮設計画や掘削底面の安定性を確保するための地盤改良等については、任意仮設扱いです。                                                                                                                             |
| 159 | 別紙13_諸室等性能表              | 1～11  |    |     |  | 必要面積が○㎡と記載されている室がありますが、機能を満たすことを前提とした上で面積の合理化を図っても問題無いでしょうか。（機能を満たし下限○㎡×0.8以上でも問題無いでしょうか）                            | 諸室等性能表に必要な面積を数値で示している諸室については、原則として当該面積以上を確保してください。機能を満たす場合であっても、必要面積の0.8倍以上とするなど、当該面積を下回る提案は認めません。一方、必要面積を「適宜」としている諸室については、必要な機能、利用人数、什器配置、動線等を満たすことを前提として、面積の合理化を図ることが可能です。                       |
| 160 | 別紙13_諸室等性能表              | 9     |    |     |  | 運営進行部門の災害貯蔵庫について、「別途、屋外に設置することも可とする」とありますが、屋内に災害貯蔵庫を計画したうえで、提案として更に屋外にも計画しても良いということでしょうか。屋外だけの計画は認められないと考えて宜しいでしょうか。 | 災害備蓄庫は、屋内のみ、屋外のみ、又は屋内・屋外の両方にいずれの計画も可能です。したがって、クラブハウス内に設けず、別棟として屋外のみ計画することも認めます。ただし、必要な備蓄量、利用性、防災性、維持管理性及び関係法令等を満たす計画としてください。                                                                       |
| 161 | 別紙14_機能相関図               | 1～3   |    |     |  | 諸室の配置について、「隣接関係」とは、一般的にアクセスしやすいと考えられる範囲内での配置という認識で宜しいでしょうか。                                                          | ご理解のとおりです。「隣接関係」とは、機能上支障がなく、相互にアクセスしやすい配置関係を示すものです。原則として直接隣接する配置が望ましいですが、通路を挟んで向かいに配置する場合など、必要な動線、利便性及び互換性が確保されている計画についても認めます。                                                                     |

|     |                 |   |     |   |  |                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-----------------|---|-----|---|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 162 | 別添1             |   |     |   |  | 千葉ロッテマリーンズが発注する別途工事の中で2030年3月開業までに必要な施設は、ブルペン、バッティングゲージ、ハーフフィールド、サブグラウンド、アジリティフィールド、寮、スピードヒルでしょうか。工程遅延になった場合の優先順位はありますでしょうか。また、基本計画『参考7』にある配置変更はなしとゆう認識でよろしいでしょうか。        | ブルペン、バッティングゲージ、ハーフフィールド、サブグラウンド、アジリティフィールド、寮及びスピードヒルについては、いずれも2029年12月末までの竣工を想定しています。ただし、各施設の整備内容及び工程の詳細については、今後、千葉ロッテマリーンズを含む関係者との協議により検討します。<br>工程に遅延が生じた場合の各施設の優先順位については、現時点では定めていません。<br>また、基本計画「参考7」に示す配置は参考であり、要求水準を満たす提案であれば、配置を変更することは可能です。               |
| 163 | 参考3_全体工程表(案)    |   |     |   |  | ③造成工事（野球場B整備範囲）、⑤造成工事（敷地南側二期工事範囲）の着手時期に制限はありますでしょうか。                                                                                                                      | 各施設の完成期限及び事業期間を遵守できる工程であれば、③造成工事（野球場B整備範囲）及び⑤造成工事（敷地南側二期工事範囲）の着手時期に特段の制限はありません。                                                                                                                                                                                   |
| 164 | 参考3_全体工程表(案)    |   |     |   |  | ご提示の工程表（案）は参考資料であり、応募者で検討した結果、変更が可能であるとの理解で宜しいでしょうか。特に造成工事①、②、③の間にそれぞれ間隔がありますが、これを詰めた工程を提案することも可能との理解で宜しいでしょうか。                                                           | 工程表（案）は参考資料であり、要求水準書等に定める完成期限及び事業期間を遵守することを前提として、応募者の提案により変更することが可能です。<br>造成工事①、③の間隔を短縮した工程を提案することも可能です。ただし、造成工事②の着手時期については、寮敷地に係る農業振興地域除外、農地転用及び開発許可等の手続時期を踏まえて設定しているため、変更できません。                                                                                 |
| 165 | 参考3_全体工程表(案)    |   |     |   |  | 市実施スケジュールにおける用地取得を除く、都市計画協議認可（2026年7月）、農振除外協議終了をもって造成工事は着手できるものと考えてよろしいでしょうか。その他造成工事を着手するにあたって、未取得の許認可および関係機関との未協議事項はありますでしょうか。                                           | 公園区域については、農振除外が不要であるため工事契約後に着手できますが、寮整備範囲については、農振除外、農地転用許可及び開発協議を必要となります。なお、関係機関とはスケジュールに基づき、随時協議を進めています。                                                                                                                                                         |
| 166 | 参考3_全体工程表(案)    |   |     |   |  | 開発申請手続きは費市にて行い、万一開発認可に遅延が生じた場合、それに伴う事業スケジュールの変更や工事費の変更については協議可能であるとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                          | 開発申請手続は本市が進めます。認可遅延等により受注者の責によらず工程・費用に影響が生じる場合は本市の責任において協議します。                                                                                                                                                                                                    |
| 167 | 参考3_全体工程表(案)    |   |     |   |  | ロッテマリーンズ様が発注される別途工事（寮、ブルペン、ハーフフィールド等）の着工時期は、造成工事②が完了する2028年11月頃の理解で宜しいでしょうか。                                                                                              | 千葉ロッテマリーンズが発注する別途工事（寮、ブルペン、ハーフフィールド等）の着工時期は、現時点では確定していません。<br>ただし、2029年12月末までに各施設を竣工させることを想定しています。具体的な着工時期及び工程については、別途工事の計画内容、本体工事及び造成工事との取り合い等を踏まえ、今後調整します。                                                                                                      |
| 168 | 参考7_基本計画図       |   |     |   |  | クラブハウスに「将来増築」の記載がありますが、増築を考慮した設計は要求水準に含むでしょうか。要求水準に含む場合、将来増築の用途や面積をご指示願います。                                                                                               | 将来増築に係る建築計画、構造計画及び設備計画は、本事業の要求水準には含みません。<br>ただし、将来の増築可能性を踏まえ、配置計画上、増築に必要なスペースを確保した計画としてください。将来増築部分の用途及び面積は、現時点では定めていません。<br>なお、今回の提案においては、将来増築部分に係る都市公園法上の建蔽率及び運動施設面積を見込む必要はありません。                                                                                |
| 169 | 参考7_基本計画図       |   |     |   |  | ハーフフィールド、ブルペン、スピードヒル等の別途工事の施設と本工事の敷地の境界は、応募者の提案という理解で宜しいでしょうか。                                                                                                            | 別途工事施設と本工事敷地の境界は、参考図を踏まえ、機能・施工性・維持管理に支障のない範囲で提案可能です。                                                                                                                                                                                                              |
| 170 | 参考7_基本計画図       |   |     |   |  | 別途工事のブルペンと本工事の屋内練習場が近接していますが、施工可能な離隔が確保できるものとしてよろしいでしょうか。                                                                                                                 | 施工に必要な離隔は、提案及び別途工事との調整により確保してください。支障が見込まれる場合は本市及び関係者と協議します。                                                                                                                                                                                                       |
| 171 | 参考10_貞元総合公園地盤解析 |   |     |   |  | 地盤改良工事は、「参考資料10 貞元総合公園地盤解析」に基づき実施するという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                       | ご認識のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 172 | 参考12_家具・備品リスト   |   |     |   |  | 厨房機器は本工事となっております、内容は1式（提案による）となっております。厨房運営事業者との協議を経ずに提案する場合、過不足が生じる可能性が高い為、厨房機器については別途としていただけないでしょうか。厨房機器を本工事に含むとする場合、厨房運営事業者選定後に協議を行い厨房機器に変更が生じた場合、費用は増減対象との理解で宜しいでしょうか。 | 厨房機器は、本工事の範囲に含みます。要求水準書及び諸室等性能表に示す提供メニュー、調理能力、利用人数その他の条件を満たす設備を計画してください。<br>提案に当たっては、諸室等性能表等の記載内容を踏まえ、必要に応じて厨房運営事業者等へのヒアリングを実施し、必要となる厨房機器及び関連設備を見込んでください。<br>厨房運営事業者の選定後、本市又は厨房運営事業者から、要求水準書、諸室等性能表及び提案時の前提条件から合理的に想定できない仕様変更又は追加要望があり、厨房機器等の変更が必要となった場合は協議を行います。 |
| 173 | 基本協定書           | 3 | 第8条 | 4 |  | 工事請負契約は、実施設計完了後に精算見積書等による見積合わせを経て締結するとされていますが、この場合、先行する造成工事に着手できません。造成工事と建築工事は別契約とし、造成工事については先行して契約・着手するとの理解でよろしいでしょうか。                                                   | ご理解のとおりです。造成工事と建築工事は別契約とすることを想定しています。                                                                                                                                                                                                                             |
| 174 | 基本協定書（案）        | 2 | 5   |   |  | 施工業務が1本で記載されておりますが、造成工事と建築工事の合計金額という理解で宜しいでしょうか。可能であれば、造成工事と建築工事を分けていただいた方が分かりやすいかと思料いたします。                                                                               | 合計金額と理解してください。なお、基本協定締結段階で分ける協議には応じます。                                                                                                                                                                                                                            |
| 175 | 基本協定書（案）        | 2 | 6   |   |  | 「発注者及び優先交渉権者は、本協定の締結に向けた協議を行い、本協定締結後速やかに本事業に係る工事請負契約の締結に向け、本公募手続に係る設計業務委託契約を締結する。」とありますが、設計業務委託契約と同時に、工事請負契約（造成工事）を締結する理解で宜しいでしょうか。                                       | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 176 | 基本協定書（案）        | 3 | 8   | 4 |  | 工事請負契約（建築工事）及び工事監理業務委託契約の締結は、実施設計完了後、精算見積金額の合意時と想定しておりますが、精算見積金額合意後、議会承認等を経ず速やかに契約締結し、着工できるとの理解で宜しいでしょうか。                                                                 | 2028年1月下旬までに精算見積金額を合意し、その後、議会承認等が必要となります。<br>なお、精算見積金額の合意とは、設計変更の増減額、物価上昇の費用内訳を合意することであり、必ずしも精算見積内訳書一式が必要ではありません。                                                                                                                                                 |

|     |               |   |          |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|---------------|---|----------|-----|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 177 | 基本協定書（案）      | 3 | 9        | 2   |  | 「いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉が不成立となった場合、設計業務委託料を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第16条から第21条までの規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。」とありますが、既に着工している造成工事については、別途精算する規定としていただくようお願いします。また、建築工事の準備に要する費用や貴市の手承を得て先行発注手配している材料等がある場合には、別途精算して頂くようお願いいたします。 | 契約が成立している造成工事については精算対象となりますが、具体的な内容については協議することとします。また、契約が成立していない本体工事に係る準備工等の考え方はNo.136の回答のとおりです。                                                                                                                                                                    |
| 178 | 基本協定書（案）      | 5 | 16       | 2   |  | 「要求水準の内容が、優先交渉権者における是正の措置を講じてもお達成されないことが明らかになった場合、発注者は、要求水準の未達成分に相当する金額を違約金相当額として契約金額から減額する。」とありますが、基本設計及び実施設計の中で、基本設計図書、実施設計図書の内容が要求水準を満たしているか発注者様の承諾と確認を受けるとの理解で宜しいでしょうか。                                                                      | ご理解のとおり、基本設計及び実施設計の各段階で、要求水準への適合を本市が確認します。参考4_要求水準確認書（案）に基づき確認を行います。                                                                                                                                                                                                |
| 179 | 基本協定書（案）      | 5 | 16       | 3   |  | 技術提案書の不履行について「発注者は技術提案書不履行に関する措置を優先交渉権者に対し行う」とあります。当然、不履行が無いように事業を遂行する所存ですが、「不履行に関する措置」とはどのような措置を想定されているのでしょうか。                                                                                                                                  | 契約金額の減額、契約解除、損害賠償請求等が想定されますが、具体的には内容に照らして判断することとなります。                                                                                                                                                                                                               |
| 180 | 君津市建設工事請負契約約款 | 9 | 第19条     |     |  | 設計図書の変更について、該当する第19条の文章のとおり変更を行えるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                        | 工事請負契約締結後については、約款を適用することになります。ただし設計の変更については、No.129の回答の考え方を適用します。                                                                                                                                                                                                    |
| 181 | 君津市建設工事請負契約約款 | 9 | 第20条     | 3   |  | 上記の工事の全部又は一部中止があった場合は、該当文章に基づき、増減を行えるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                                    | 工事請負契約締結後については、約款を適用することになります。ただし設計の変更については、No.129の回答の考え方を適用します。                                                                                                                                                                                                    |
| 182 | 君津市建設工事請負契約約款 | 9 | 第20条第22条 |     |  | 工事の中止について、文章のような事案が発生した際は、本工事の中止及び工期の延長を行えるという認識でよろしいでしょうか。ご教示ください。                                                                                                                                                                              | 工事請負契約締結後については、約款を適用することになります。ただし設計の変更については、No.129の回答の考え方を適用します。                                                                                                                                                                                                    |
| 183 | 特記事項（案）       | 2 | 1        | (1) |  | 「要求水準書、発注者が確認を行った実施設計図書（以下「実施設計図書」という。）」と読み替える。とありますが、宅地造成工事の実施設計は既に君津市様より業務委託されており、そちらの成果品が発注者様が確認を行った実施設計図書ということでよろしいでしょうか。                                                                                                                    | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 184 | 特記事項（案）       | 2 | 1        | (2) |  | 宅地造成工事に関しては、提案による設計の見直しが無い場合は、読み替える必要はないということでしょうか。                                                                                                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 185 | 特記事項（案）       | 2 | 1        | (3) |  | 宅地造成工事に関しては、提案による設計の見直しが無い場合は、読み替える必要はないということでしょうか。                                                                                                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 186 | 特記事項（案）       | 2 | 1        | (4) |  | 宅地造成工事に関しては、「設計図書（実施設計図書を除く）の変更は発注者が行う」ということでしょうか。                                                                                                                                                                                               | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 187 | 特記事項（案）       | 2 | 2        | (5) |  | 宅地造成工事に関しては、提案による設計の見直しが無い場合は、読み替える必要はないということでしょうか。                                                                                                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 188 |               |   |          |     |  | ロッテマリーナズの推薦、指定のメーカー、施工会社等はないとの理解で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                       | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 189 |               |   |          |     |  | 引渡後一定期間社員の常駐を求めることがあるでしょうか。                                                                                                                                                                                                                      | 引渡後一定期間の立会い、説明又は不具合に迅速に対応できる体制であれば、常駐は求めません。                                                                                                                                                                                                                        |
| 190 |               |   |          |     |  | 竣工時の諸官庁検査は、別途工事の工程を考慮せずに設定出来る理解でよろしいでしょうか。完了検査前に終わらせる必要がある別途工事がある場合は、着工時期、工期をご指示願います。                                                                                                                                                            | ご理解のとおりです。<br>現時点では、本体工事の完了検査前に完了させる必要がある別途工事は想定していません。今後、該当する別途工事が生じる場合は、その着工時期、工期及び本体工事との取り扱い条件を本市から提示し、関係者と協議の上、工程を調整します。                                                                                                                                        |
| 191 |               |   |          |     |  | 中東情勢による建設資材の納期遅延やエネルギー供給の逼迫等（中東情勢を直接的又は間接的な要因とするものを含むがこれに限られない）、請負契約上の義務の履行に影響が生じ又は生じるおそれがあると認められるときは、必要と認められる工期の延長及び請負代金変更の協議を認めていただけますでしょうか。                                                                                                   | 中東情勢等の社会情勢を直接又は間接的な要因として、建設資材の納期遅延、エネルギー供給の逼迫その他の事象が発生し、受注者の責めに帰すことができない事由により契約上の義務の履行に影響が生じた場合は、契約約款、リスク分担表その他の契約条件に基づき、工期の延長及び請負代金額の変更の可否について協議します。<br>なお、具体的な取扱いについては、当該事象の予見可能性、回避可能性、履行への影響及び受注者が講じた対応等を確認の上、個別に判断します。                                         |
| 192 | その他           |   |          |     |  | コスト縮減や法面保護、あるいは選手・観客の動線最適化を目的として、フィールドレベルを周囲の地盤面より下げる（掘り込み式とする）提案は可能でしょうか。または、本市として、バリアフリー（要求水準書25ページ）や排水計画の観点から、平盤での整備を強く想定されているか、現時点での方針をお聞かせください。                                                                                             | フィールドレベルを周囲の地盤面より下げる掘り込み式の提案は可能です。<br>ただし、要求水準書に定めるバリアフリー、排水、防災、維持管理、選手・観客動線その他の性能及び機能を満たすとともに、造成工事の設計見直しが必要となる場合は、当該見直しに要する設計及び関係機関協議等を提案に含めてください。<br>また、当該提案及び造成設計の見直しを理由とする参考価格の超過並びに事業期間又は完成期限の変更は認めません。所定の事業費及び工程を遵守できない場合は、原則として、本市が提示する造成設計図書を基準として計画してください。 |